

学校における
アレルギー疾患対応指針

釜 石 市 教 育 委 員 会

学校におけるアレルギー疾患対応指針 策定及び改定経過

平成28年9月

平成20年6月4日、文部科学省より示された20文科ス第339号「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」および平成27年2月岩手県教育委員会でまとめられた「学校におけるアレルギー疾患対応指針」を活用し、当市でも教育委員会、各関係機関、教職員、アレルギー疾患の児童生徒の保護者等、共通の理解と認識のもと適切な支援を推進するため、本指針を策定した。

平成29年～平成30年

提出書類に関わる様式およびフローチャートの整備が行われた。

平成31年2月

平成30年2月に、岩手県教育委員会において「学校におけるアレルギー疾患対応指針」が一部改定されたことを受け、その内容を参酌し、別紙資料の通り内容の一部改定を講じた。

令和2年1月

新年号および令和2年度から新設される学校給食センターの対応の変更（除去食・代替食の対応）に伴い、別紙資料の通り様式の内容を一部変更した。

対応は「ア・レ・ル・ギ・一」の視点で

「ア」んぜん（安全性優先）

安全性最優先で判断します。

「レ」んけい（連携）

「学校・家庭・調理場」、「校内・調理場内」の複数で連携し対応します。

「ル」ール（ルール）

チェック箇所やタイミング等、ルールを決めて対応します。

「ギ」んみ（吟味）

使用食品や関係書類の内容を十分に吟味します。

「一」番は子どものため！

目 次

アレルギーとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
学校生活編・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
I 学校での支援体制	
II アレルギー疾患の児童生徒に対する取り組みの流れ	
III アレルギー疾患の児童生徒の把握方法(例)	
IV 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)について	
V 保護者との面談	
VI アレルギー疾患対応委員会の設置	
VII アレルギー疾患の児童生徒の個別支援プランの作成	
1 学校生活での対応について	
2 校外行事・宿泊を伴う活動	
3 学校給食の対応	
4 アレルギー疾患の児童生徒への指導	
5 周りの児童生徒への指導	
VIII 教職員の共通理解・校内研修	
IX 災害時への備えと対応	
緊急時対応編・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
I 緊急時対応	
1 アレルギー発症時の緊急対応プラン(例)	
2 アナフィラキシー発症時の緊急時対応プラン(例)	
3 食物アレルギーの緊急時対応	
4 ぜん息の緊急時対応	
5 救急車要請(119番通報)のポイント	
II 緊急時処方薬の取扱い	
1 内服薬・吸入薬	
2 アドレナリン自己注射薬(商品名「エピペン®」)	
3 「エピペン®」の使用手順	
Q & A・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
各種様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
I 様式1 食物アレルギーに関する調査票(例)	
II 様式2 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)の提出・記載	
III 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)	
IV 様式3 緊急時の連携について(消防署長あて依頼)(例)	
V 様式4 個別支援プラン(食物アレルギー)(例)	
VI 様式5 個別支援プラン(食物アレルギー以外)(例)	
VII 様式6 食物アレルギー緊急時個別対応カード(例)	
VIII 様式7 緊急時個別対応経過記録表(食物アレルギー以外)(例)	
釜石市学校給食センター食物アレルギー対応マニュアル・・・・・・・・・・	71

アレルギーとは

アレルギーとは

アレルギーとは、本来人間の体にとって有益な反応である免疫反応が、逆に体にとって好ましくない反応を引き起こすときに用いられる言葉です。アレルギーには、気管支ぜん息（以下、ぜん息）、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻炎、食物アレルギーなどの疾患によるアナフィラキシー反応などがあります。

特に、ぜん息や食物アレルギーが原因となって起こるアナフィラキシーは、場合によっては生命に関わることもあるため、学校において迅速な対応が求められます。

<主なアレルギー>

○ぜん息

気道の慢性的な炎症により、発作性のせきやぜん息（ゼーゼー、ヒューヒュー）を伴う呼吸困難を繰り返す疾患。学校行事など日常生活のリズムが乱れたときに生じやすく、激しい運動で誘発されるという特徴がある。

○アトピー性皮膚炎

かゆみのある湿疹が顔や関節などに多く現れ、長く続く。アトピー性皮膚炎の人の皮膚は、刺激に対して敏感で、乾燥しやすい特徴がある。ダニ、カビ、動物の毛や食物、汗、プールの塩素、洗剤、生活のリズムの乱れや心理的ストレス等が皮膚炎を悪化させる原因となる。

○アレルギー性結膜炎

目に入ったアレルゲンに対するアレルギー反応によって起きる、目のかゆみ、異物感、なみだ目、めやになどの症状を特徴とする疾患。予防には、スギ花粉やハウスダストなどアレルギー反応の原因となるアレルゲンの除去や回避が原則である。

○アレルギー性鼻炎

鼻に入ったアレルゲンに対するアレルギー反応によって、発作性・反復性のくしゃみ、鼻水、鼻づまりなどの症状を引き起こす疾患。（予防はアレルギー性結膜炎と同じ）

○食物アレルギー

特定の食物を摂取することによって、アレルギー反応が皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身に生じるもの。原因食物は多岐にわたり、学童期では鶏卵、乳製品だけで全体の約半数を占めるが、実際に学校給食で起きた食物アレルギー発症事例の原因食物は甲殻類（エビ、カニ）や果物類（特にキウイフルーツ）が多くなっている。

症状は、じんましんのような軽い症状からアナフィラキシーショックのような命にかかわる重い症状まで様々である。注意すべきは、食物アレルギーの約10%がアナフィラキシーショックまで進んでいる点である。

* 食物アレルギーの病型

食物アレルギーは大きく3つの病型に分類される。食物アレルギーの病型を知ることによって、万一の時に、どのような症状を示すかをある程度予測することができる。

1 即時型

食物アレルギーの児童生徒のほとんどはこの病型に分類される。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危機を伴うアナフィラキシーショックに進行するものまでさまざまである。

2 口腔アレルギー症候群

果物や野菜、木の実類に対するアレルギーに多い病型で、食後5分以内に口腔内（口の中）の症状（のどのかゆみ、ヒリヒリする、イガイガする、腫れぼったいなど）が出現する。多くは局所の症状だけで回復に向かうが、5%程度で全身的な症状に進むことがあるため、注意が必要である。

3 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

多くの場合、原因となる食物を摂取して2時間以内に一定量の運動（昼休みの遊び、体育や部活動など）をすることによりアナフィラキシー症状を起こすもの。発症した場合にはじんましんから始まり、高頻度で呼吸困難やショック症状のような重篤な症状に至るので注意が必要である。原因食物の摂取と運動との組み合わせで発症するため、食べただけ、運動しただけでは症状は起きない。

○アナフィラキシー

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症、ゼーゼー、ヒューヒューなどの呼吸音・呼吸困難などの症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態である。

また、アナフィラキシーは、アレルギー反応によらず、運動や物理的な刺激などによって起こる場合があることも知られている。

意識の障害などが見られる場合は、足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え顔を横に向け、必要に応じ一次救命処置を行い、速やかに医療機関に搬送する必要がある。アドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）を携帯している場合は、できるだけ早期に注射することが効果的である。

* アナフィラキシーの病型

1 食物によるアナフィラキシー

2 食物依存性運動誘発アナフィラキシー 1、2はP3「食物アレルギーの病型」参照

3 運動誘発アナフィラキシー

特定もしくは不特定の運動を行うことで誘発されるアナフィラキシー症状。食物依存性運動誘発アナフィラキシーと違い、食事との関連はない。

4 昆虫

蚊やハチ、ゴキブリ、ガ、チョウなどがアレルギーの原因となるが、アナフィラキシーの原因となりやすいのはハチによるものである。人を刺すスズメバチ科のスズメバチ亜科とアシナガバチ亜科、そしてミツバチ科が問題となる。8月や9月の発症が多いので、校内の蜂の巣の駆除はこまめに行うこと。

5 医薬品

抗生物質や非ステロイド系の抗炎症薬、抗てんかん薬などが原因となる。発症の頻度は決して多いわけではないが、学校で医薬品を使用している児童生徒については、このことも念頭においておく必要がある。

6 その他

教材に使われているラテックス（天然ゴム）の接触や粉末の吸入などその原因はさまざまである。頻度は少ないものの、該当する児童生徒が在籍する場合には学校は厳重な取組が求められる。

参考文献：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）

学校生活編

I 学校での支援体制

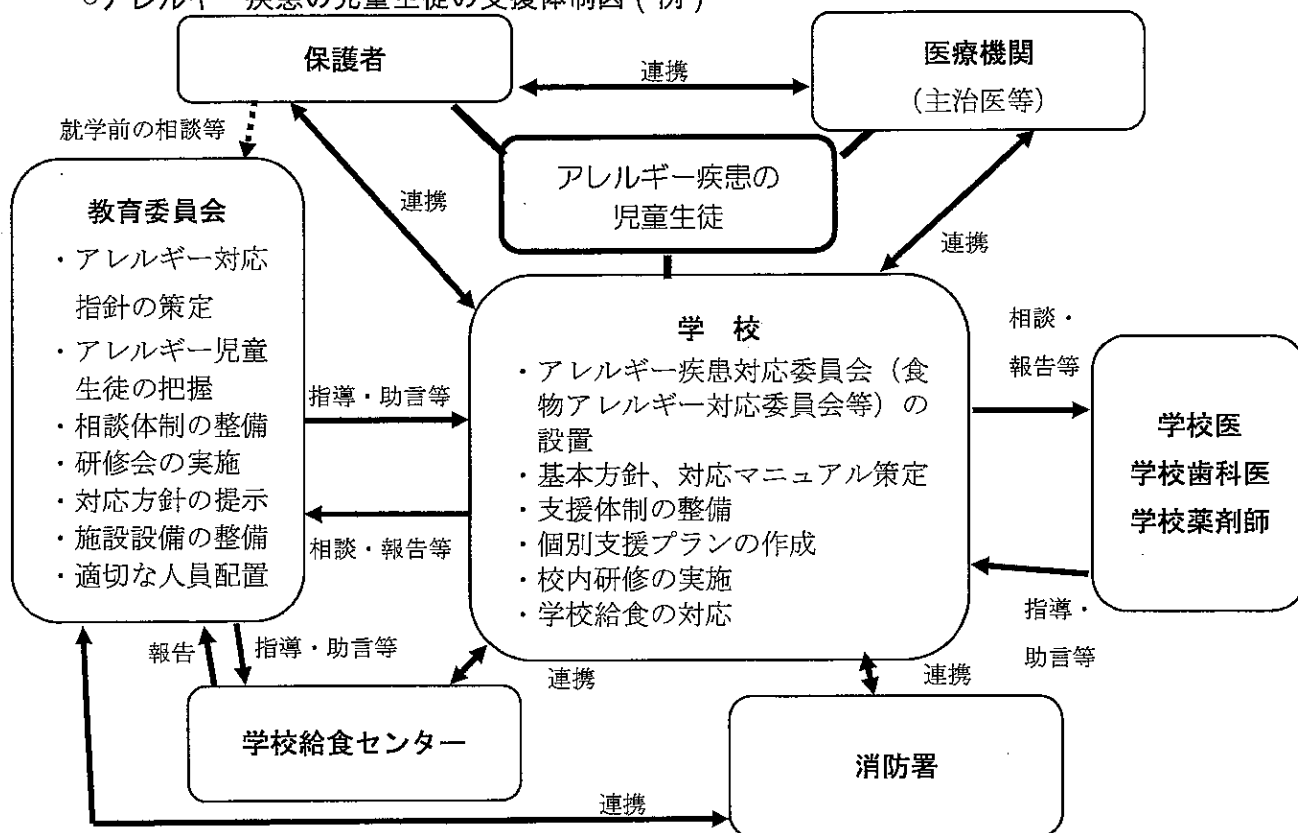
学校において、アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めていくためには、保護者や主治医、学校関係者が十分に話し合い、個々の児童生徒の情報を的確に把握し、健康管理や配慮を要する事柄について、教職員全員が情報を共有しておくことが大切です。

アレルギー疾患には、ぜん息や食物アレルギー、アナフィラキシーのように緊急の対応を要するものがあります。特に、アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあります。

緊急時に備えて、内服薬やアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）等が処方されている場合があり、教職員の誰かが予期せぬ場面で起きたアナフィラキシーに対して適切に対応できるように、校長のリーダーシップのもと、校内外の体制を整備しておくことが大切です。

また、教育委員会においても、アレルギー疾患の児童生徒の把握、アレルギーに関する相談体制の整備、管轄消防署との連携、研修会の実施等、学校がアレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるための体制の整備に努めます。

○アレルギー疾患の児童生徒の支援体制図（例）

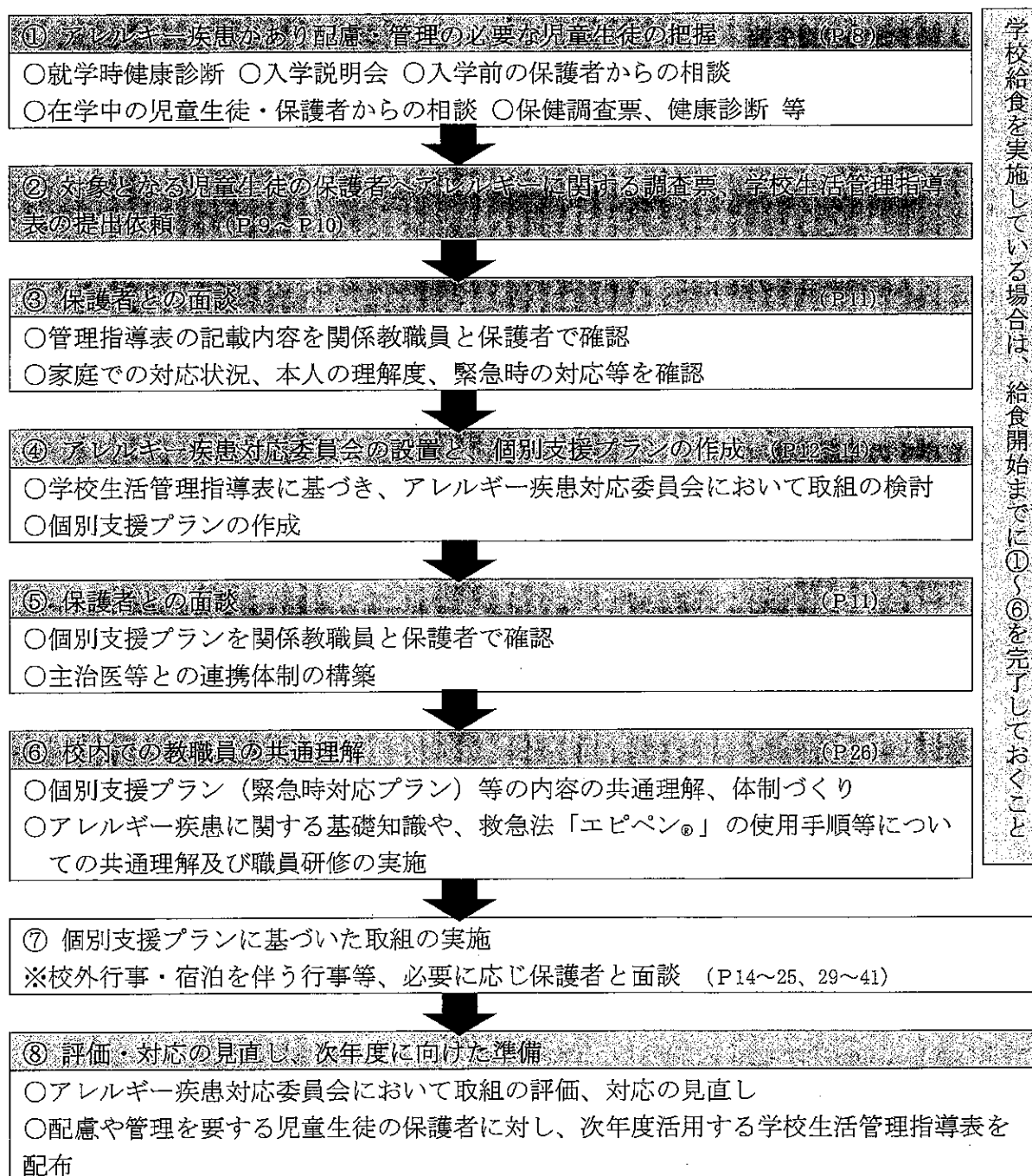


Ⅱ アレルギー疾患の児童生徒に対する取組の流れ

アレルギー疾患の児童生徒に対する取組の流れ（モデル例）を下に示します。保護者、主治医、教職員等関係者の共通理解のもと、アレルギー疾患の児童生徒の把握から個別支援プランに基づいた取組までを円滑に進めるとともに、対応の見直しや評価を随時行い、改善していくことが大切です。

取組の流れ（モデル例）

※（ ）内：参照ページ



Ⅲ アレルギー疾患の児童生徒の把握方法（例）

アレルギー疾患の児童生徒に対する取組は、入学と同時又は在学中にアレルギー疾患が明らかになった時点から始まります。入学説明会での保護者からの申し出や就学时健康診断、あるいは保健調査票や健康相談等から、学校で対応が必要な児童生徒を把握し、早期に取組を実施することが大切です。

○入学予定の児童生徒

釜石市教育委員会

- ・入学前の保護者からの相談や就学时健康診断等からアレルギー疾患の児童生徒を把握する。
- ・保護者の了解のもと、学校に対し情報提供を行う。

市内小・中学校

- ・入学説明会等の機会に、入学予定者やその保護者に対し、アレルギー疾患に対する配慮・管理が必要と思われる場合は申し出るよう依頼する。
- ・保護者の了解のもと、出身校（園）との引継ぎを行う。

○在学中の児童生徒

釜石市教育委員会

- ・所管各校のアレルギー疾患の児童生徒の在籍状況を把握する。

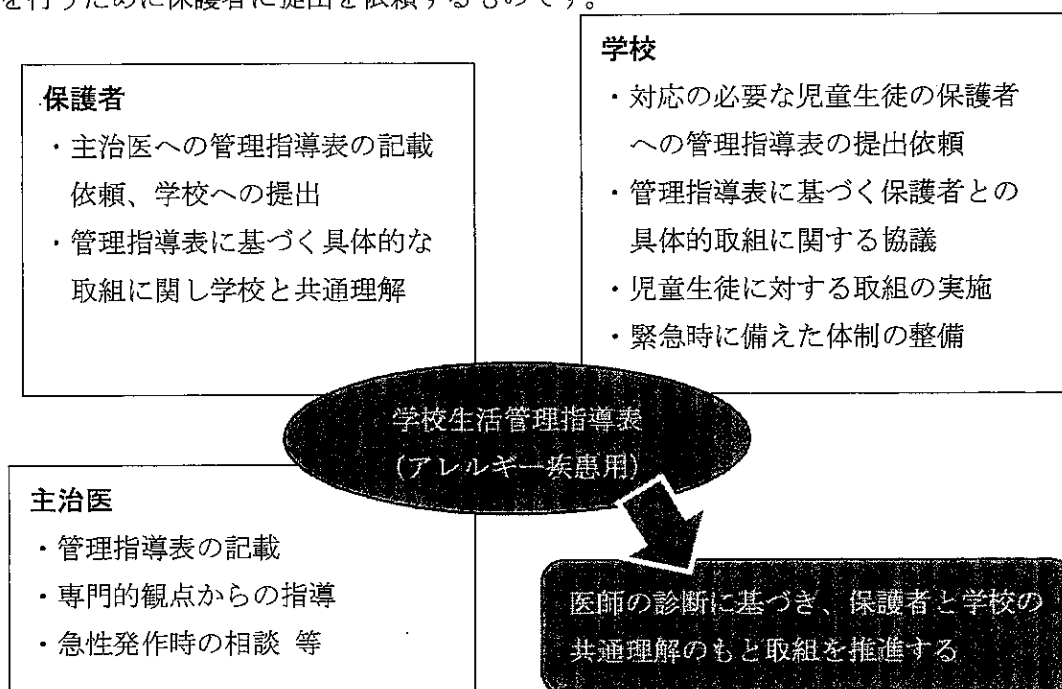
市内小・中学校

- ・在学中の児童生徒の保護者に、アレルギー疾患の児童生徒に対する取組について相談を受け付ける旨の通知を配布する。
- ・保健調査票、健康診断、健康相談等でアレルギー疾患の児童生徒を把握する。

IV 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）について

アレルギー疾患の児童生徒に対する取組を進めるためには、個々の児童生徒の病状等の特徴を正しく把握することが前提となります。

主治医・学校医に個々のアレルギー疾患に関する情報を記載してもらう学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下、管理指導表）は、学校において医師の診断に基づいた対応を行うために保護者に提出を依頼するものです。



（１） 管理指導表作成についての保護者への依頼・確認事項

◆管理指導表の提出について

・原則として、学校生活において個別の管理・対応が必要な児童生徒について一人1枚提出を依頼する。

・ぜん息とアトピー性皮膚炎等、複数の診療科目を受診している場合は、必要に応じてそれぞれの担当医師が管理指導表を記入し、提出するよう依頼する。

◆「学校生活上の留意点」の欄の記入について

・学校生活上の留意事項について状況に応じた指示が必要な場合は、宿泊を伴う行事や校外学習、体育・部活動、調理実習等、1年間を通じて考えられる内容の記載を依頼する。

・病状や治療内容等が変化する場合についても、向こう1年間を通じて考えられる内容の記載を依頼する。

◆「緊急時連絡先」の欄の記入について

・アドレナリン自己注射液（商品名「エピペン®」）を処方され携帯している場合、アナフィラキシーショックやぜん息により重篤な症状が心配される場合、アレルギー疾患に関して特別な配慮を要する場合は、保護者と主治医が相談のうえ、「緊急時連絡先」を決定し記入するよう依頼する。

・「緊急時連絡先」は、救命処置が可能であり、学校の近くの医療機関であることが望ましい（必ずしも主治医である必要はない）。緊急時連絡先に記載された医療機関については、保護者が当該医療機関の了解を得ており、緊急時の対応が可能であることを確認しておく。

◆その他

- ・保護者に管理指導表の提出を求める際には、文書料が必要な場合があることを伝える（医療機関により料金は異なる）。
- ・管理指導表を受け取る際には、コピーを保護者に渡し、原版は学校が預かる。
- ・進級する際は、管理指導表の記載内容に変更がないかを主治医に確認し、変更の有無にかかわらず配慮や管理が必要な間は、入学時、進級時、変更があった場合等、少なくとも毎年管理指導表を提出するよう、保護者に依頼する。
- ・記載内容は十分確認し、学校・保護者・主治医と共通認識を図る。

(2) 活用終了時

対応の必要がなくなった場合や対象の児童生徒が卒業・転出する場合は、管理指導表を保護者に返却する。その際には、管理指導表により学校での管理を依頼していたことを、進学先もしくは転入先に伝えるよう保護者に依頼する。

<留意事項>

- ・管理指導表の内容については教職員全員で共通理解しておく。
- ・児童生徒の個人情報に記載されているので、管理には十分注意する。
- ・管理指導表の取扱いについて、保護者及び児童生徒に説明し、事前に同意を得ておく。

V 保護者との面談

管理指導表の提出を受けて、保護者との面談の場を設定します。対象児童生徒のアレルギーについて正確な情報を伝えていただくよう保護者に依頼するとともに、保護者の悩みや不安を十分に理解することが大切です。

その上で、保護者からの情報を活かした個別支援プランを作成し、学校での対応について保護者の理解と協力を得るよう努めます。

(1) 面談者（例）及び面談時期

面談者（例）：管理職、学年主任（学年代表）、学級担任、養護教諭、
栄養教諭等

面談時期：管理指導表提出後と個別支援プラン作成後に必ず行う。
また、必要に応じ随時、保護者との面談の機会を設ける。

(2) 面談の内容（例）

- ・ **基本的な情報の確認**：管理指導表をもとに、アレルギー（アレルギーの原因となるもの）、症状、家庭での対応等の状況を把握する。具体的な連絡先や連絡方法を確認する。
- ・ **家庭・主治医との連携**：症状等に変化があった場合や学校での状況等について連絡を取り合い、学校と家庭、主治医の間で共通理解を図ることについて、理解と協力を得る。
- ・ **児童生徒の理解度の確認**：アレルギー疾患や緊急時処方薬等に対する児童生徒の理解度を確認する。
- ・ **学校生活での対応**：学校生活の様々な場面での具体的な状況を想定し、対応を確認する。学校で「対応できる内容」「対応できない内容」について正確に伝え、保護者の理解と協力を得る。周りの児童生徒への指導事項を確認する。
- ・ **緊急時の対応**：P38～42 及びP45（Q4）を参考に、緊急時処方薬に関する学校での対応について理解と協力を得る。必要時は文書で確認を取る。「エピペン®」を処方されている児童生徒については、保護者の同意を得たうえで、管轄消防署に情報を提供する。学校と関係機関との連携体制をつくることについて理解を得るよう努める。
- ・ **学校給食**：学校給食の対応について保護者の理解と協力を得る（P19～22 参照）。
- ・ **個別支援プラン**：個別支援プラン（緊急時対応プラン）の内容を保護者とともに確認する。

VI アレルギー疾患対応委員会の設置

アレルギー疾患の児童生徒の健康管理や対応について検討し、個別支援プランの作成等を行うため、委員会を設置します。既存の委員会や組織で対応が可能であれば、新たに設置する必要はありません。

(1) アレルギー疾患対応委員会の役割

- ・基本方針を決定する。
- ・アレルギー疾患の児童生徒の健康管理や対応について検討する。
- ・個別支援プランを作成する（P14 参照）。
- ・校内外の支援体制や救急体制を整備する。
- ・教職員全員の共通理解を図る。
- ・校内研修を実施する。
- ・取組を評価・検討し、個別支援プランの改善を行う。

(2) 構成（例）（P13 参照）

校長、副校長（教頭）、学校医、保健主事（保健部長）・保健担当者、学年主任（学年代表）、学級担任、養護教諭、部活動顧問等必要と思われる教職員（必要に応じて主治医、専門医、教育委員会担当者）

◆学校給食を実施しており、食物アレルギーの児童生徒が在籍する場合は、栄養教諭、給食・食育担当教諭、学校給食センター所長（学校給食センター方式の場合）を加える。

*部活動顧問は、担当する部活動にアレルギー疾患の児童生徒が所属している場合に構成員となることが望ましい。

*学校医の参加が困難な場合には、委員会の決定事項を会議後に連絡する等の対応が必要である。

*必要に応じて主治医、専門医に意見を聞くことのできる体制を整えておく。

(3) 委員会の開催

- ・年度初めに開催する。食物アレルギーのため給食等の対応が必要な場合には、入学前に開催する。
- ・アレルギー疾患の児童生徒が新たに判明し、緊急を要する場合には、その都度開催する。
- ・校外行事・宿泊を伴う行事の前など、状況に応じて開催する。
- ・健康管理や配慮事項に変更がない場合でも、適切に対応が行われているか学期毎等定期的に点検し、評価を行う。

教職員等の役割

<校長・副校長（教頭）>

- ・校長のリーダーシップのもと、アレルギー疾患の児童生徒に対応するための組織が有効に機能するよう、校内外の体制を整備し、関係機関との連携を図る。
- ・「個別支援プラン」の最終決定および共通理解を図る。
- ・保護者との面談の際、基本的な考え方を説明する。

<学校医・学校歯科医・学校薬剤師>

- ・医療的な知見から学校を支援し、学校と地域の医療機関とのつなぎ役になる。
- ・健康診断等からアレルギーの児童生徒の発見に努める。
- ・専門的な立場から健康相談や保健指導を行う。
- ・アレルギーに関する研修会での講義や指導助言等を行う。

<保健主事・保健担当者>

- ・アレルギー疾患の児童生徒に組織的に対応するための連絡調整を行うとともに、アレルギー疾患の児童生徒の活動と学校全体との活動の調整や、関係機関との連携を図る。
- ・「個別支援プラン」の作成に当たって、取りまとめや意見の調整を行う。

<学年主任・学級担任等>

- ・養護教諭と連携し、「個別支援プラン（案）」を作成する。
- ・保護者との面談等により、アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。
- ・アレルギー疾患の児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ・日常の健康観察から異常の早期発見・早期対応に努める。
- ・養護教諭や栄養教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談を行う。

<養護教諭>

- ・担任等と連携し、「個別支援プラン（案）」を作成する。
- ・保護者との面談等により、アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。
- ・担任等と連携して本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談、保健管理を行う。
- ・主治医、学校医等、医療機関との連携の上での中核的な役割を果たす。
- ・学級担任等と連携し、異常の早期発見、早期対応に努める。
- ・アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員等に提供する。

<栄養教諭>

- ・担任等と連携し「個別支援プラン（案）」を作成する。
- ・保護者との面談等により、アレルギー疾患の児童生徒の情報を的確に把握する。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒の状況を踏まえ、安全性に配慮した献立作成を行う。
- ・担任や養護教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒へ指導や相談を行う。
- ・安全な給食の管理、運営をする。

<調理従事者>

- ・使用する食品及び加工品に使用されている原材料等を、栄養教諭とともに、事前に確認する。
- ・給食に使用する食品を適切に検収し保管する。
- ・作業工程、作業動線についての的確に把握し、混入事故や誤調理が無いよう調理する。

<食育・給食担当教諭>

- ・担任等と連携し、「個別支援プラン（案）」を作成する。
- ・食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、教職員の共通理解を図る。
- ・担任や養護教諭、栄養教諭等と連携し、本人への指導や周りの児童生徒へ指導を行う。
- ・学校給食センターとの連絡調整を行う。

<学校給食センター所長>

- ・受配校との連絡調整を行う。アレルギー疾患対応委員会の内容について、学校給食センター職員の共通理解を図る。

Ⅶ アレルギー疾患の児童生徒の個別支援プランの作成

個別支援プランは、学校での取組を進めるための基礎となるものです。

児童生徒個々のアレルギーの状態や健康管理、救急体制等について教職員全員で共通理解を図るために、アレルギー疾患対応委員会において個別支援プランを作成します。

(1) 個別支援プランについて

◆対象：学校において、何らかの対応を必要とするアレルギー疾患の児童生徒について、個別に作成する。（参考：P 58～60「個別支援プラン（例）」）。

◆内容

- ・アレルギー疾患や処方薬に関する情報
管理指導表を参照し記入する。
- ・学校生活における留意点
学校生活や学校行事等の様々な場面を想定し、アレルギーの発症や悪化を防ぐための方策をアレルギー疾患対応委員会において検討し記入する。本人や周りの児童生徒への指導についてもあわせて記入する（P 15～25 参照）。
- ・緊急時対応プラン
緊急時の対応が必要な場合は、「緊急時対応プラン」を作成する（緊急時対応編参照）。

◆個別支援プランの周知

アレルギー疾患対応委員会で作成した「個別支援プラン」を保護者に示し、確認を得る。個別支援プランは、職員会議等で共通理解を図る。

(2) 個別支援プラン作成に必要なもの（例）（各種様式編に書式を例示）

- ・学校生活管理指導票（アレルギー疾患用）（P 55～56）
- ・主治医・保護者への依頼文書（参考：P 53～54）
- ・食物アレルギーの場合、食物アレルギーに関する調査書（参考：P 50～51）

1. 学校生活での対応について

アレルギー疾患の児童生徒が健康で安全な環境で活動できるよう、学校生活全体を通して、アレルギーの症状を誘発したり悪化させる原因がないか、学年主任（学年代表）・学級担任・教科担任が中心となって検討します。特に食物アレルギーについては、給食や昼食時間だけでなく、食物や教材を扱う学校行事や学習活動等（家庭科・生活科・理科・特別活動・総合的な学習の時間、部活動等）での対応について配慮した個別支援プランを作成します。

○アレルギー疾患と関連の深い学校での活動 ○：注意を要する活動 △：時に注意を要する活動

学校での活動	ぜん息	アトピー性皮膚炎	アレルギー性結膜炎	アレルギー性鼻炎	食物アレルギーアナフィラキシー
1. 動物との接触を伴う活動	○	○	○	○	
2. 花粉・ホコリの舞う環境での活動	○	○	○	○	
3. 長時間の屋外活動	○	○	○	○	
4. 運動（体育・クラブ活動等）	○	○	△	△	△
5. 水泳	△	○	○		△
6. 給食		△			○
7. 食物・食材を扱う授業・活動		△			○
8. 宿泊を伴う校外活動	○	○	○	○	○

参考文献：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財）日本学校保健会

（１）食に関する学習活動

家庭科（調理実習）、生活科などの教科、特別活動（学級活動、委員会活動、学校行事、クラブ活動）、総合的な学習の時間、部活動等で食品を扱う活動を行う場合には、食物アレルギーの児童生徒に影響がないかどうかを事前に検討する。影響があると考えられる場合には、学年主任（学年代表）、学級担任、教科担任が中心となり安全を確保し、事前に保護者に連絡し、保護者・本人の了解の上で学習活動を実施する。

また、活動を行う該当クラスに食物アレルギーの児童生徒がいなくても、近くのクラスに重症の食物アレルギーの児童生徒がいる場合は、その児童生徒に影響が及ばないかどうかを十分検討する必要がある。

(2) 注意を要する教材・学習活動等

生活科や理科、図画工作、美術、学級活動等の教材や教具にアレルゲンが含まれる場合には、除去したり代替のものを用意する。

◆注意を要する学習活動等（例）

アレルゲン	配慮すべき教材・教具・学習活動など
小麦	粘土、うどん・パンづくり体験
ピーナッツ	豆まき、落花生の栽培
そば	そば打ち体験、そば殻枕
大豆	豆まき、みそづくり、豆腐づくり
牛乳	牛乳パックのリサイクル活動（洗浄等）

(3) 運動を伴う活動

ぜん息や食物依存性運動誘発アナフィラキシー、運動誘発アナフィラキシー（P2～4参照）の児童生徒は、体育や部活動（運動部）、休憩時間の遊びなど運動により発症することがあるため、注意が必要である。

また、アトピー性皮膚炎の場合、汗をかいた後は身体をよく拭く、水泳の授業の後には十分シャワーで洗い流す等の指導が必要である。

(4) 清掃活動

ホコリやダニ等がアレルゲンとなる場合は、ホコリが舞う掃き掃除は避ける、またはマスクをつけさせる等の配慮が必要である。

(5) その他

ウサギやトリなど特定の動物がアレルゲンとなる場合は、飼育係をさせない等の配慮が必要である。また昆虫（ハチなど）や医薬品、天然ゴム（ラテックス）などのアレルギーの場合は、それらが原因でアナフィラキシーを発症することもあるため注意が必要である。

2. 校外行事・宿泊を伴う活動

アレルギー疾患の児童生徒が、可能な限り他の児童生徒と同様の校外行事・宿泊行事等の活動が行えるよう、活動内容や宿泊場所等を検討します。検討した内容について保護者の理解を得た上で、安全を十分に確保し行事を実施します。

(1) 緊急時の対応の確認

保護者や主治医、学校医等と、宿泊先での緊急時の対応等を十分に協議する。

- ・事前に緊急時の連絡体制を整え、教職員・保護者の共通理解を得る。
- ・旅行会社等関係機関と連絡体制を確認しておく。
- ・あらかじめ現地の医療機関に協力を要請しておく。
- ・受診時に必要となる情報や、主治医との連絡方法等を確認する。
- ・緊急時に使用する医薬品などの持参の有無や管理方法、使用方法などを確認しておく。
- ・医薬品は本人が持参し、原則として本人が自分で管理・使用できるようにしておく。
- ・保護者から個人情報提供に係る了解を得たうえで、宿泊先を市教育委員会を通して管轄する消防機関へ情報提供を、事前に行っておく。

(2) 行事内容の検討

行事については、それぞれの疾患に応じて活動内容を検討する必要がある。例えば、ぜん息の場合、温度変化、温泉場のガス、煙（キャンプファイヤー、飯ごう炊さん、花火等）、宿舍内のホコリ等で発作を起こすことがあるので、本人や他の児童生徒への指導が必要である。

また、食後の激しい運動（マラソン・登山など）は、食物依存性運動誘発アナフィラキシーを誘発することがあるので注意する。

(3) 食事についての確認（食物アレルギーの場合）

宿泊施設・食事提供施設の食事（原材料）の内容や提供可能なアレルギー対応食などを確認する。

除去食・代替食等の可能な施設でも、安易な対応の仕方では事故につながらないように十分に打ち合わせを行う。学校、保護者、宿泊施設・食事提供施設が直接打ち合わせを行うことが望ましい。

(4) 考えられる対応（例）

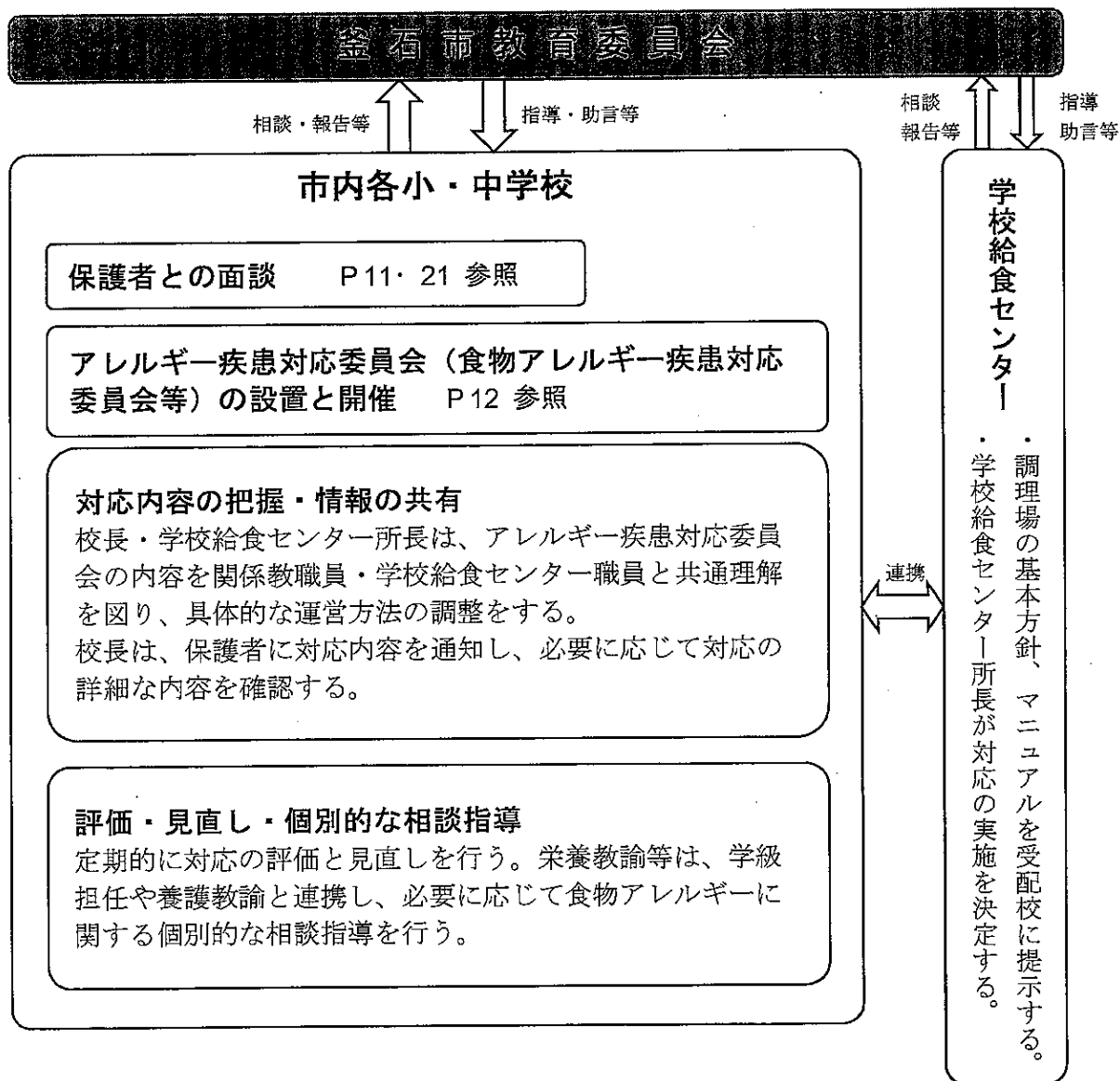
- ・ 宿泊場所の選定（宿泊所の施設設備や緊急時対応（医療機関への搬送等）等を考慮する）
- ・ 食事の献立や成分表等を取り寄せ、保護者とともに確認する（加工食品や調味料、調理方法にも注意する）
- ・ 自宅からの食事（食材）の搬送（レトルト食品等）
- ・ 飯ごう炊さんでの食材の検討
- ・ おやつ、飲料の検討
- ・ そば殻枕の除去
- ・ 自由行動中の活動や食事の検討
- ・ 事故発生時の対応、旅行会社への情報提供を 行っておく。
- ・ 飛行機内に「エピペン®」を持ち込む場合には、所持品検査時のトラブルを避けるため、機内に持ち込む旨を、予約時に旅行会社や航空会社に連絡しておく。

3. 学校給食の対応

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、成長期にある児童生徒の心身の健全な発育に資するため、学校教育の一環として実施されています。食物アレルギーの児童生徒に対しては、学校給食が原因となるアレルギー症状を発症させないことを前提とし、各学校、学校給食センターの実状や環境に応じてアレルギーに対応した給食を提供することが求められています。

(1) 食物アレルギーに対応した学校給食を実施するための体制づくり

教育委員会等と学校（アレルギー疾患対応委員会）が主体となり、関係教職員の共通理解、研修、給食管理の見直し等を進めていくことが必要である。



(2) 学校給食での食物アレルギーへの対応における注意事項

学校および調理場の状況は様々であり一律な対応を行うことは困難である。下記の①～⑤に十分留意して対応すること。

- ① 学校給食の原材料（加工食品の原材料も含む）を詳細に記入した献立表を事前に家庭に配布し、保護者に内容の確認を得てから学校での対応を実施するなど、学校（調理場含む）、家庭が共通理解をしながら誤食事故を防止する。献立表の内容は、学校および調理場それぞれの各段階において、複数で確認する。（食品納入業者から取り寄せた原材料表等から、配布用献立表に原材料名を転記すると転記ミスが生じやすいので、原材料表をそのまま活用する等の工夫をする。）
- ② 給食当番や学級の児童生徒の協力が重要であり、学級において他の児童生徒が対応を不審に思ったり、いじめのきっかけになったりしないよう十分配慮する必要がある。
- ③ 食材、調理手順、配食手順の確認方法等（次ページ「学校給食による事故を防ぐための留意点（例）」参照）を十分検討し、教職員全員の共通理解を図ること（特に栄養教諭等未配置校においては注意すること）。
- ④ 下記「対応例」の1から2に向かうに従って、より充実した望ましい方策であることから、各調理場の状況（人員、設備、作業区分等の環境整備の状況）や食物アレルギーの児童生徒の実態（症状の程度、除去が必要な品目数、人数等）を総合的に判断し、より望ましい方策をとることができるよう、条件整備を図っていくこと。ただし、実状に合わない無理な対応を行うことはかえって事故を招く危険性をはらんでいるため、対応が可能かどうかを十分に検討することが必要である。
- ⑤ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。

◆ 対応例

対 応 内 容

1 詳細な献立表による対応

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を関係者に事前に配布し、毎日の対応を決める資料とする。また、それをもとに保護者や担任などの指示もしくは児童生徒自身の判断で原因食物を除去しながら食べる。

2 弁当対応

すべての学校給食に対して弁当を持参する「完全弁当対応」と、申請により許可を受ける「一部弁当対応」がある。

＊（注）当市学校給食センターでは、施設設備の要件を満たしていないため、アレルギーを引き起こすと考えられる食材を除去した「除去食」、除去した食品の栄養価を別の食品で補う「代替食」は、提供していません。

参考文献：「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（財）日本学校保健会

(3) 学校給食による事故を防ぐための主な留意点

<対応実施前の環境整備>

- ・食物アレルギー対応の推進のためには、教育委員会等が各学校の状況を的確に把握し、主体的に対応することが望まれる。その上で体制を確立し、人的および物理的環境の整備を図ることが大切であり、各学校は、その中で、最良の対応が実現できるよう努力することが望まれる。
- ・人的環境の整備、また、アレルギー対応食を調理する環境、調理場の設備（作業ゾーン、調理器具、調理備品等）の物理的環境の整備が重要である。

<保護者面談時>

- ・保護者に学校給食の提供までの流れ、学校及び学校給食センターの現状を説明し、「対応できる内容」と「対応できない内容」について、正確に伝え理解を得る。
- ・アレルギー症状が重くて安全管理に不安がある場合や、アレルゲンを含む食品を取り除くと献立として成り立たない場合は、完全弁当や一部弁当持参（許可制）などへの協力を依頼する。
- ・診断や申請内容に不明瞭な点があれば、主治医への再確認を促し、必要に応じ保護者の同意のもとに主治医に診断内容を照会する。

<献立作成時>

- ・1日の献立の中で、複数のメニューに同じアレルゲンを含む食品・食材を使用しないよう考慮し、アレルゲンは見える形で取り入れるよう配慮する。
- ・加工食品、調味料等は必ず原材料表等で使用されている食材の確認を行う。
- ・やむを得ない理由により、献立が変更される場合は、変更後の献立（原材料）を保護者、学校に連絡し、相談する。
- ・提供対象児童生徒に食物アレルギーが多い食物や新規発症の原因となりやすい食物（ピーナッツ、種実、木の実類やキウイフルーツなど）の取り入れについては十分検討する。
- ・原因食物が使用されていることが明確な料理名とする。

<運搬・配膳時>

- ・学級担任は、当日の献立と使用食品及び児童生徒の除去食品を確認する。
- ・学級担任は、給食当番が誤って原因食品を配膳していないか留意する。
- ・対象の児童生徒が給食当番を行う際には、アレルゲンに触れることが無いように配慮する。
- ・児童生徒が弁当を持参する場合は、学校の実情に応じて、持参した弁当の安全で衛生的な管理に配慮する。

<給食の時間>

- ・学級担任から目が届きやすく、児童生徒同士の接触が起きにくい座席配置を工夫する。
- ・おかわり等を含む喫食時の注意や給食当番の役割、配膳時の注意等ルールを決め、本人に指導するとともに、学級において理解を促す指導をし、給食途中の誤食、アレルゲンへの接触等がないように配慮する。
- ・給食中から給食後の児童生徒の様子を観察し、症状の早期発見に努める。
- ・対応が必要な児童生徒がいる場合は、保護者と本人の了解を得たうえで、掲示や立て札を置く等、誰からも分かるよう「見える化」の工夫を図る。

<後片付け>

- ・調理器具や食器等にアレルゲンが残存しないよう、洗浄や接触に注意する。特に、対応給食の調理に使用する器具や食器については、手洗いを加えるなど細心の注意を払う。

4. アレルギー疾患の児童生徒への指導

アレルギー疾患の発症を防ぐには、アレルゲンを避けるよう常に配慮することが第一の対策となります。

特に、食物アレルギーでは原因となる食品を食べないようにすることが重要で、誤食のないよう配慮するとともに、児童生徒自らが食品表示等を参照し、アレルゲンを自分で避けることができる力を身につけることが必要です。そのためには、保護者を中心に、学校においても児童生徒の理解度や発達段階に応じた保健指導、栄養指導、生活指導を行い、自己管理能力を育成することが大切です。

(1) 自己管理能力の育成

自分のアレルギーを認識し、理解することから始める。

- ・発達段階に応じて、アレルゲンとなる食物を食べる（接触・摂取する）と体に異常な反応が出ることを理解させるとともに、そのものを口に（接触・摂取）しないように対応する力を身につけさせる。
- ・学校給食では、献立に使用されている食品を調べて、摂取の可否を判断といった自分の健康状況に応じた摂取の仕方ができるように指導する。
- ・友だちから勧められたときに、きちんと断り、その理由も説明できるように指導する。
- ・緊急時処方薬（内服薬、吸入薬、「エピペン®」等）について正しく理解し、自己管理ができるよう発達段階に応じた指導を行う。

(2) 保健指導（発症時の対応と体調管理）

- ・発症時対応・・・誤って原因となる食品や成分を飲食し、気分が悪くなったりかゆみ等の症状が出た場合には、直ちに周囲の人に知らせるように指導する。
- ・体調管理・・・生活の仕方、ストレスなどが症状に関係する場合には、規則正しい生活習慣や、ストレスへの対処方法等について指導するとともに、精神的に安定した学校生活を送ることができるよう配慮を行う。

(3) 栄養指導

食物アレルギーの児童生徒の成長と発達を正しく評価し、栄養を適切に摂取するための食事についてのアドバイスや精神面でのサポートを行う。

栄養指導は、アレルギーの症状や発達段階に合わせて、主治医の管理や指導を受けながら連携して行う。

(4) 児童生徒の理解の程度の確認

- ・アレルギーの児童生徒が、自身の疾患やアレルゲンを避ける方法等についてどの程度理解し、実行できているか随時確認し、個別支援プランの見直しを行う。
- ・緊急時処方薬（内服薬、吸入薬、「エピペン®」等）を所持している児童生徒については、管理方法や使用方法等、薬に対する理解度を保護者とともに確認する。

5. 周りの児童生徒への指導

アレルギー疾患の児童生徒が安全・安心で楽しい学校生活を送るためには、本人の状況やアレルギー疾患に対して、他の児童生徒からも理解が得られるよう配慮する必要があります。

その際、保護者の意向や本人の人権・プライバシーに配慮しながら、児童生徒の発達段階に合わせて、下記の指導内容（例）などの事柄が理解できるよう指導します。

○指導内容（例）

- ・アレルギーという病気の理解
- ・だれにでも起こる可能性がある病気であること
- ・食物アレルギーは単なる好き嫌いや偏食とは異なり、他の人には何でもない食品が、人によっては生命の危険にかかわることがあること
- ・対象児童生徒の症状や原因物質、周囲の人たちの協力について
- ・緊急時処方薬等、薬の正しい理解と協力について
- ・遠足でのおやつ交換等は安易に行わないこと

啓発参考資料「アラジーポット」ホームページ <http://www.allergypot.net>

（特定非営利活動法人 アレルギー児を支える全国ネット）

各種リーフレット

「知ってほしいアレルギーのこと」

「たまごのたまちゃんのしらなかったこと」他

「アトピー性ひふえんってうつるの？」

「ぜんそくってなあに」

＊「たまごのたまちゃんのしらなかったこと（改訂版）」

「アトピー性ひふえんってうつるの？（改訂版）」は公益財団法人学校保健会で有料頒布されています。

VIII 教職員の共通理解、校内研修

アレルギー疾患の児童生徒について、正しく理解し情報を共有するとともに、教職員の誰もが緊急時に適切に対応できるよう、校内研修を実施します。

(1) 共通理解事項及び校内研修について

個別支援プラン（緊急時対応プラン）や管理指導表、顔写真などの写真、啓発用リーフレット※などを活用して、教職員全員で共通理解を深める。研修内容は保護者にも伝える。またプライバシーの保護に十分配慮する。

◆共通理解事項及び研修内容（例）

- ・児童生徒の病態や発症時の対応について
- ・緊急時の対応、緊急時のシミュレーション、教職員の役割の確認
- ・担任不在時の対応について
- ・学校生活における留意点について
- ・給食などの食事について
- ・薬剤使用時の留意点について
- ・緊急時連絡先、医療機関連絡先について
- ・各校に配布されている「学校におけるアレルギー疾患対応資料（DVD）」及び「エピペン®練習用トレーナー」（P 42 参照）を活用し、教職員誰もがエピペン®を打てるよう実習を含めた研修を行うこと。

※ 文部科学省 学校給食における食物アレルギー対応について 映像資料・研修資料

http://www.mext.go.jp/a_menusports/syokuiku/1355536.htm

※ マイランEPD合同会社 エピペンの使い方 映像資料・啓発用リーフレット

<https://www.epipen.jp/howto-epipen/use.html>

(2) 研修時期

年度初め（学校給食を実施している場合は給食開始まで）には必ず教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒の状態が変わった時やヒヤリハット※事例があった時は、必ずアレルギー疾患対応委員会（食物アレルギー対応委員会等）に報告し、教職員全員で共通理解を図る（アレルギー疾患対応委員会等は、釜石市教育委員会に報告する）。

校外行事や宿泊を伴う行事の前など必要に応じて研修を行う。

※ヒヤリハットとは

ヒヤリハットとは、重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例の発見のことです。文字通り、突発的な事象やミスにヒヤリとしたり、ハッとしたりしたものです。ハイリッヒの法則では、1 件の事故の裏に 29 件の軽傷事故、300 件の無傷事故があると言われていいます。ヒヤリハット活動とは、この 300 件のヒヤリハットを集め、事前の対策と危険の認識を深めることで、重大な事故を未然に防ぐ活動です。

○アレルギー ヒヤリハット事例

事例1 給食のおかわりで…

(原因：卵)

症状…アナフィラキシー

経過…給食で、本児童用の卵を抜いたハンバーグを食べた後、本児童がおかわりを要求した。担任は保護者による献立チェックシートを確認したが、ハンバーグにチェックが入っていなかったため、欠席者の分の余ったハンバーグ（卵入り）をおかわりとして配膳した。数分後、このハンバーグを食べた本児童にアナフィラキシー症状が出現し、救急搬送された。

対策…担任・栄養教諭等が保護者とともに献立表の内容、アレルギー対応の内容を確認する。おかわりの際も、喫食前に詳細な献立表により再度確認するなど、複数のチェック体制が必要である。

事例2 キャンプのデザートで…

(原因：ゼラチン)

症状…じんましん、下痢、嘔吐

経過…担任は、本児童に「ゼラチン」のアレルギーがあることを認識していたため、キャンプの食材買い出しメモに、デザートのゼリーの材料として「寒天」と記入していたが、別の教職員が買い出しに行った際に寒天が品切れだったので、「ゼラチン」を購入した。キャンプの当日、ゼリーを作ったのも担任以外の教諭であったため、誤食が起こった。

対策…キャンプの引率者全員で管理指導表を確認し、アレルギーの原因食品や症状、対応方法等について情報を共有する必要がある。

事例3 図画工作で使った紙袋で…

(原因：小麦)

症状…咳、ぜん鳴、ぜん息

経過…図画工作の授業で、大きな紙袋を使った洋服（ベスト）を作成し、児童が着用したところ、ぜん息の発作が出現し、救急搬送された。

対策…使用した紙袋が、小麦粉の空き袋であったため、小麦アレルギーである本児童の発作が誘発された。食品（小麦、大豆、そば、牛乳等）が入っていた容器や袋を再利用する際は、十分に洗う・洗えないものは使用しない等の配慮が必要である。

事例4 高校の体育（サッカー）の授業で…

(原因：えび)

症状…食物依存性運動誘発アナフィラキシー

経過…これまでアレルギー症状が出たことのない生徒だったが、昼食（弁当）のあと、5限目の体育（サッカー）の授業中、突然全身にじんましんが出現した。10分後に意識を失い、救急搬送された。

対策…病院での検査の結果、弁当のエビフライを食べた後、運動をしたことによる「食物依存性運動誘発アナフィラキシー」であることが判明した。運動前に原因食物を食べない（原因が不明な場合、食後は運動を避ける）よう本人への指導、保護者との面談の実施、校内支援（救急）体制の整備等が必要である。

IX 災害時への備えと対応

1. 平常時の役割

- (1) 東日本大震災津波では、食料が限られた状況の中で、食事に配慮が必要な方々への対応が困難であったことの教訓を踏まえ、震災後に策定された岩手県災害時栄養・食生活支援マニュアル（平成26年3月、岩手県保健福祉部）では、市町村において、「平常時に可能な限り、食事に配慮が必要な人の情報収集を行う」ことで、災害時に迅速な支援を行えるように努めることとされている。

このことを踏まえ、学校においては、関係部局等から申し出があった際は、食事に配慮が必要な児童生徒の情報を、保護者からの同意を得た上で可能な限り提供するよう努める。

- (2) 避難所となる学校は、備蓄食品の確保について、市防災危機管理課/防災係・教育委員会と連携し、体制整備に努める。

- (3) 各家庭において3日分程度の食料等の物資の備蓄が推奨されている（岩手県地域防災計画）ことから、家庭での備蓄食品の確保について、保護者に啓発する。

2. 災害時の対応

- (1) 避難所、ライフラインがまだ完全に復旧していないような場所、慣れない場所に疎開している児童生徒への災害時の対応について、日本小児アレルギー学会発行「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」の内容を確認し、参照する。

支援団体情報

「いわてアレルギーの会」 連絡先：mail@iwate-alle.net

緊急時対応編

I 緊急時対応

アレルギー疾患には、ぜん息や食物アレルギー、アナフィラキシー（P 2～4 参照）のように緊急の対応を要する疾患があります。教職員の誰が発見者になった場合でも、速やかに適切な対応ができるよう準備しておく必要があります。

（１）緊急時対応プランについて

アレルギー疾患対応委員会において、以下を参考に学校の実状に応じた緊急時対応プランを作成する。

「アレルギー発症時の緊急時対応プラン（例）」 P 31 参照

「アナフィラキシー発症時の緊急時対応プラン（例）」 P 32 参照

「食物アレルギー緊急時対応の流れと役割分担（例）」 P 35 参照

「ぜん息発作の程度の見分け方と緊急時対応プラン（例）」 P 36 参照

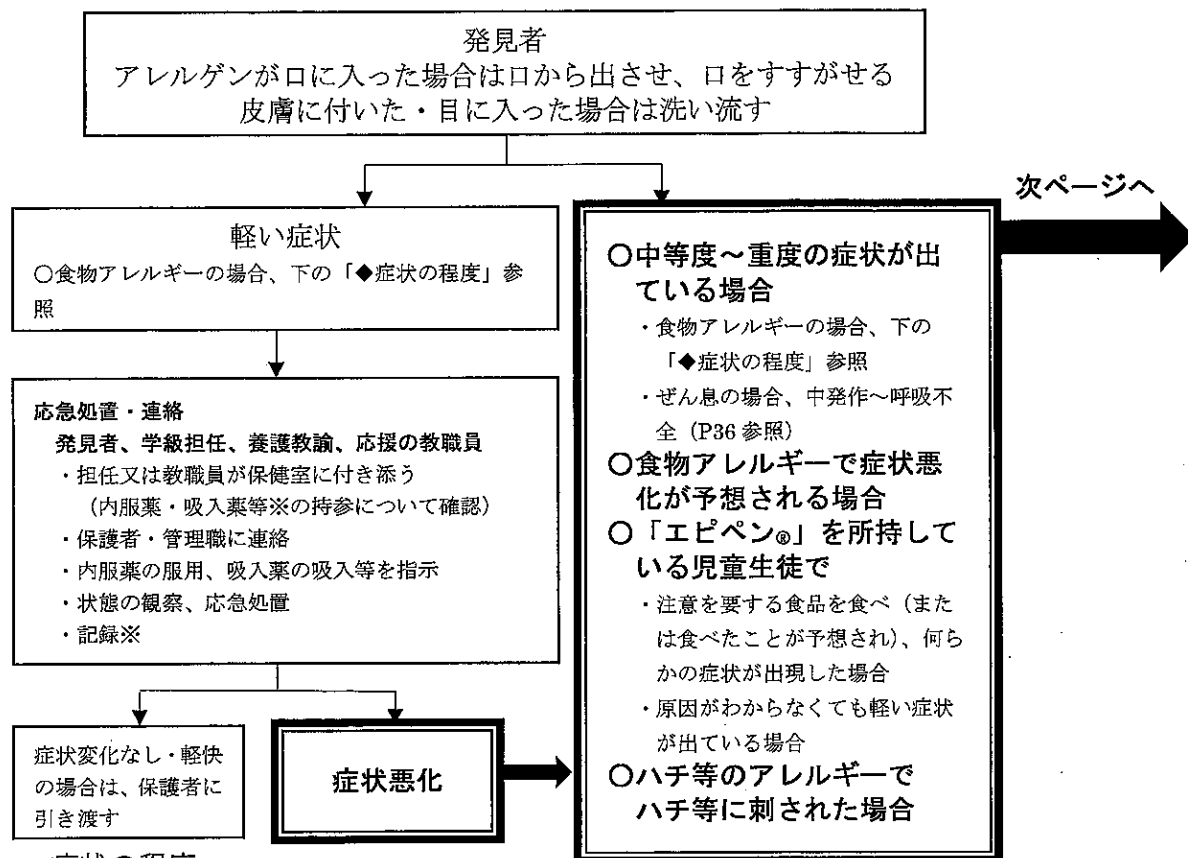
（２）関係機関との連携

主治医、学校医、近隣の医療機関、教育委員会、消防署等と連携した緊急時対応プランを作成し、保護者の同意のもと関係機関に周知のうえ協力を依頼するなど、体制を整備する（参考：P 5 7 「緊急時の連携について（依頼）（例）」）。

（３）教職員全員の共通理解

- ・緊急時対応プランは、職員会議等で教職員全員の共通理解を図る。
- ・緊急時対応プランに基づき、シミュレーションを取り入れた職員研修等を実施する。緊急時対応プランが実状に即したものを検証し改善する。
- ・緊急時の教職員間等の連絡体制及び手段（携帯電話等）について確認しておく。

1. アレルギー発症時の緊急時対応プラン（例）



◆症状の程度

	軽い症状	中等度の症状	重度の症状
皮膚	- 限られた範囲のかゆみ - 部分的に赤い斑点 - じんましん（数個以内） - 唇が少し腫れている	- 強いかゆみ - 赤い斑点があちこちに出現 - じんましん（10個以上） - まぶたや唇が腫れ上がる	- 激しい全身のかゆみ - 全身が真っ赤 - 全身にじんましん
口・お腹	口の中のかゆみ	- 吐き気もしくは1回の嘔吐 - 軟便もしくは1回の下痢 - 時々腹痛が起きる	- 嘔吐を繰り返す - 数回以上の下痢 - 激しい腹痛
呼吸	- 時々咳が出る - くしゃみ	- 断続的な咳 - 鼻つまり、鼻水 - のどのイガイガ、のどのかゆみ	- 声がれ、声が出にくい - 絶え間ない激しい咳込み - 犬が吠えるような咳 - 呼吸時ゼーゼー、ヒューヒューと鳴る - 息切れ、息苦しい、呼吸困難
脈・顔色	変化なし	変化なし	- 脈が速い - 脈が不規則 - 顔色が青白い - 唇や爪が白い、紫色
様子	変化なし	元気がない（不活発）	- 不安、恐怖感 - ぐったり - うとうと - 意識がもうろう

※薬品や「エピペン®」は、本人が携帯・管理することが望ましい（本人が携帯・管理できない状況にある場合は適切な保管場所を本人、保護者と相談して決める）。「エピペン®」を入れている本人のカバン（ランドセル）に鍵がかかっており、とっさの際に取り出せない場合があるので注意すること。

※P62～64の緊急時個別対応カードを参考に、あらかじめ作成しておく。

2. アナフィラキシー発症時の緊急時対応プラン（例）

前ページから続く

- ①本人を動かさない。症状は急速に進行することがあるので目を離さない。
 ②大声で応援を呼ぶ（近くの児童生徒に、保健室へ連絡・職員室へ教職員を呼びに行かせる）
 以下、応援にかけつけた教職員とともに対応する

救急車要請・AED準備・「エピペン®」あれば準備

応急処置

発見者、学級担任、養護教諭等

- ・衣服をゆるめ安静にする。保温する。動かさない。
- ・状態の観察
- ・意識状態、呼吸、心拍等の確認
- ・救急車要請
- ・応急処置（ぜん息：P36 参照）
- ・内服薬・吸入薬があれば服用・吸入を指示
- ・「エピペン®」があれば本人に持たせる（意識がないときは教職員がすぐに注射）

意識がある時

※呼吸困難があれば座らせても良いが立たせない
 意識がない時

管理職の動き

- ・対応者への指示
- ・救急車要請、保護者への連絡、応急処置等適切な処置が行われているか確認
- ・必要に応じ主治医・学校医へ連絡・相談
- 応援の教職員の動き
- ・応急処置に参加
- ・基礎情報の確認（管理指導表等の確認）
- ・救急車要請、AED準備
- ・「エピペン®」・内服薬・吸入薬があれば準備
- ・記録（※前ページ参照）
- ・保護者へ連絡
- ・周囲の児童生徒の管理、救急車の誘導 など

「エピペン®」があれば注射 一時救命処置（心肺蘇生・AED）

- 「エピペン®」注射のタイミングについては、P33・P62~64（食物アレルギー緊急時個別対応カード）を参照し、疑わしい症状が見られたときは、早めに「エピペン®」の処置を開始すること。
- 「エピペン®」を注射するのは、基本的に本人である。しかし、本人が注射できない状況にあるときは、教職員が本人に代わって注射する必要がある。

救急隊に引き継ぐ 管理指導表、記録表及び使用した「エピペン®」を持参し事情のわかる教職員が救急車に同乗する

教職員全員・学校医・教育委員会に報告し情報を共有する。今後の救急体制の整備に活用する。

【「エピペン®」を使用の時には】

- ①「エピペン®」はアナフィラキシー発症時の補助治療剤であり、医療機関の治療に代わり得るものではないことから、直ちに医師による診察を受けること。
- ②「エピペン®」を注射したことを医師に伝え、太ももの注射部位を示すこと。また使用済みの「エピペン®」は医師に渡す。

3. 食物アレルギーの緊急時対応

食物アレルギーにおける緊急時とは、異常を示す症状の発症だけでなく、アレルゲンを含む食品を誤って摂取した場合又は摂取したことが予想される場合や、アレルゲンが皮膚につく、目に入る等の事故に気づいた場合をいいます。

(1) 食物アレルギーにおける緊急時対応プランについて

P31～32 のプラン（例）及びP35 の役割分担（例）を参考に、学校の実状に即したプランを作成する。緊急時に誰が何をするかを具体的に決めておき、教職員全員での共通理解を図る。誰もが速やかに緊急事態に対応できる体制を整えておくことが大切である。

(2) 緊急時対応に関する準備

P61 を参考に「食物アレルギー緊急時個別対応カード」を作成しておく（緊急時連絡先等は保護者が記入）。

緊急時個別対応カードは、教職員全員、消防署等で情報を共有するとともに、緊急時の薬を使用するタイミング等、学校の対応についてはあくまでも目安であることを、保護者と関係者が共通理解し、相互で確認する。

◆緊急時個別対応カードの作成上の留意点

- ・保護者・医療機関など緊急時の連絡先を確認し明記しておく。
- ・特に過敏であることが予想され注意を要する食品を明確に把握しておく。
- ・アナフィラキシーの既往の有無や緊急時の薬（内服薬・「エピペン®」）等について記載しておく。
- ・緊急時個別対応カードは、定められた場所に保管し、緊急時にはすぐに参照できるようにする。
- ・保護者や主治医との連絡を密に行い、対応に変更があれば随時修正し、情報を共有する。

(3) 緊急時の学校の対応

以下を目安に対応することが望ましい（P62「学校での対応」参照）。

◆原因がわからなくても軽い症状が出ている場合

- ・必ず教職員が本人に付き添い、保健室へ移動。衣服をゆるめ安静にし、注意深く観察する。
- ・内服薬などがあれば準備し、服薬するよう指示する。
- ・保護者に連絡する。
- ・P 6 4「緊急時個別対応経過記録表」等に記録をしながら観察する。
- ・「エピペン®」を所持している場合は、本人に「エピペン®」を持たせ（症状が進行するなら打つことを考慮する）、救急車を要請する（119番）…P 3 6、P 3 7 及びP 6 3の「救急車に伝える内容」を参考に連絡する。

◆注意を要する食品を食べた（かもしれない）また、中等度～重度の症状がある場合

- ・教職員の応援を要請する。必ず教職員が本人に付き添う。※本人を動かさない。
 - ・救急車を要請する（119番）：P 3 6、P 3 7 及びP 6 3の「救急車に伝える内容」を参考に連絡する。
 - ・保護者に連絡する。
 - ・「エピペン®」を所持している場合は、直ちに「エピペン®」注射
 - ・衣服をゆるめ保温し、安静にして救急車を待つ。
 - ・P 6 4「緊急時個別対応経過記録表」等に記録しながら観察する。
- ※参照 「エピペン®」使用のタイミング（日本小児アレルギー学会による）

一般向けエピペン®の適応（日本小児アレルギー学会）	
エピペン®が処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、 下記の症状が一つでもあれば使用すべきである。	
消化器の症状	・繰り返し吐き続ける・持続する強い（がまんできない）おなかの痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる ・声がかすれる ・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳込み ・ゼーゼーする呼吸 ・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い ・脈を触れにくい、不規則 ・意識がもうろうとしている ・ぐったりしている ・尿や便を漏らす

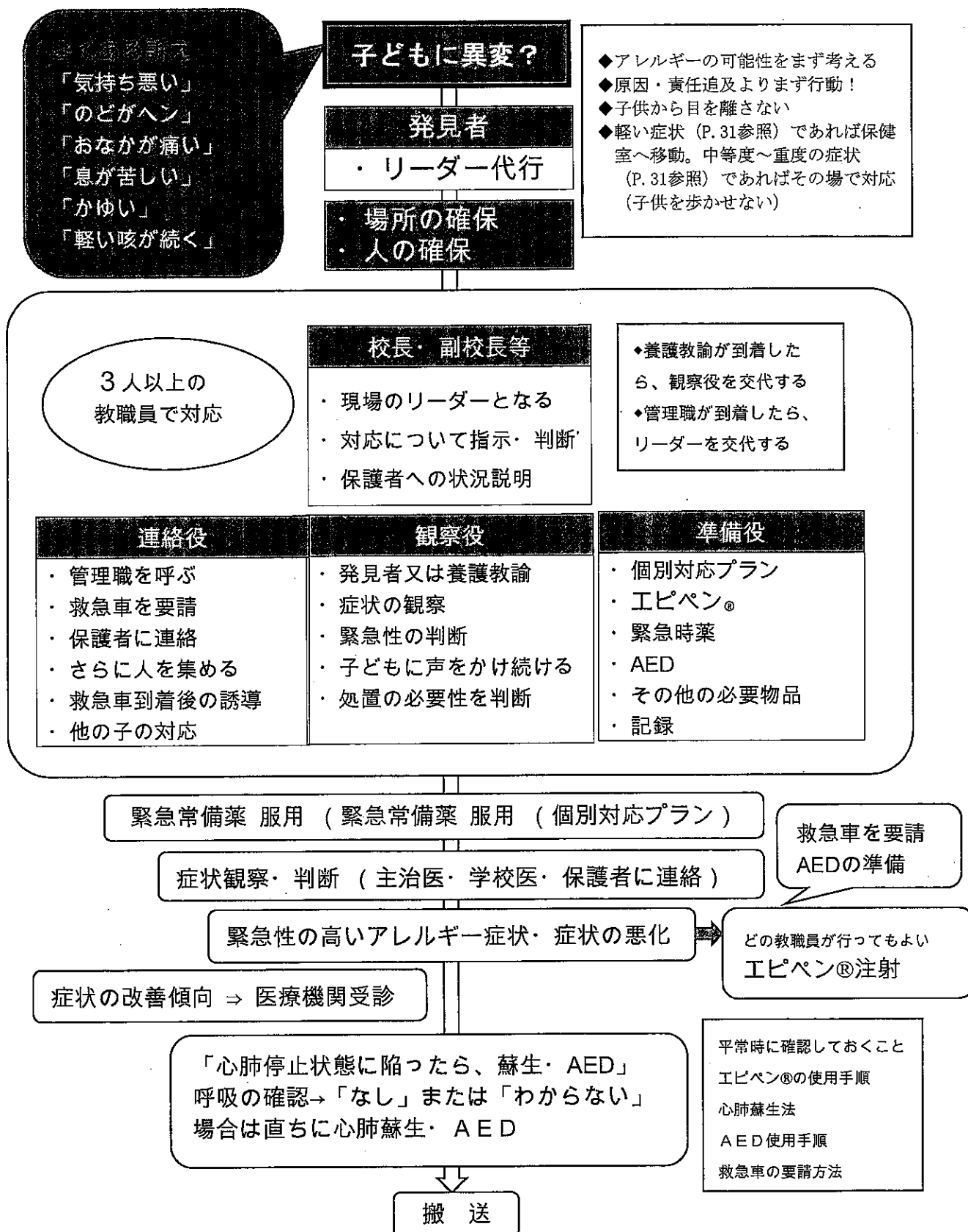
◆緊急時個別対応経過記録表について

あらかじめ、P 6 4の「緊急時個別対応経過記録表」を参考に記録表を準備しておく。

記録表には、児童生徒の症状や状態と、どのような応急処置をしたか等を、時間の記録とあわせて記載する。

また、救急車を要請した場合は、記録表の内容等を救急隊に伝えるとともに、搬送先の医療機関へ情報提供する。

食物アレルギー緊急時対応の流れと役割分担（例）



4. ぜん息の緊急時対応

ぜん息の発作は、急速に進行し、短時間に重篤な状態に至ることがあります。発作の徴候がみられた場合には、必要に応じて保護者への連絡や医療機関への移送、救急車の要請など迅速に行うことが大切です。

○ぜん息発作の程度の見分け方と緊急時対応プラン（例）

		小発作	中発作	大発作	呼吸不全
呼吸のしかた等	ぜん鳴	軽度 児童生徒の近くで聞こえる程度	明らか 50 cmくらい離れていて聞こえる程度	著明 遠くても聞こえる	弱い 呼吸不全を来した場合、ぜん鳴は弱くなるので要注意
	陥没呼吸	なし	明らか	著明	著明
	起座呼吸	横になれる	座位を好む	前かがみになる場合がある	あり
	チアノーゼ	なし	なし	あり	顕著 <その他> ・尿便失禁 ・興奮（あばれる） ・意識低下など
日常生活の様子	遊び・運動	ふつう	少ししかできない	できない	
	給食・食事	ふつう	少し食べにくい	食べられない	
	会話	ふつう	話しかけると返事はする	話しかけても返事できない	
	授業	ふつう	集中できない	参加できない	

- ・ 安静にさせて経過観察（急変に注意）
- ・ 記録表※に記録
- ・ 腹式呼吸
- ・ 水分補給
- ・ 排痰
- ・ 保護者に報告

- ・ 保護者へ連絡
- ・ 保護者の意向や学校医、主治医の指示により医療機関へ移送または救急車要請（急性発作性治療薬の吸入、内服）

- 救急車要請
- ・ 保護者へ連絡
- ・ 記録表※に記録

※安静→一般的に横になるよりも座っている方が呼吸は楽になる。

- ★ぜん鳴：発作に伴って生じるゼーゼー・ヒューヒューという呼吸音
 - ★陥没呼吸：息を吸うときにのどや胸部の下（腹部）が引っ込む呼吸や状態
 - ★起座呼吸：息苦しくて横になることができない呼吸や状態
 - ★チアノーゼ：体内の酸素が不足した状態。くちびるやツメが青くなる
- ※記録表：P 64「緊急時個別対応経過記録表」を参考にあらかじめ記録表を作成しておく

5. 救急車要請（119番通報）のポイント

救急車要請（119番通報）

- ①「救急です」を先ずは伝える。
- ②「場所は〇〇です（学校の場合は学校名も伝える）」
※住所は正確に伝える（学校の住所、宿泊先の住所等を事前に確認）
- ③「いつ、だれが、どうしたのか、現在の状態」「アナフィラキシー等の情報」「エピペン®情報」及び消防機関と情報共有している児童生徒であることを伝える。
※消防機関の通信員からの質問に答える。
- ④「私の名前は、〇〇〇〇です。電話番号は、△△△―□□□□です（特に携帯電話からの通報の場合はその旨を伝える）。」と通報者を明らかにする。
- ⑤携帯電話の通報の場合
通報後しばらくの間は、電源を切らずにいること（再確認する場合がある）。

救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫のやり方などが分からない場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにする。

救急車要請後の動き

①連絡体制

発症した児童生徒の状態の確認や応急手当の指示をするため、救急隊員から学校に、再度連絡が入る場合がある。その際、児童生徒の状態を把握している教職員が、救急隊員からの電話に必ず対応できるよう、校内連絡体制の整備や連携が大切である。また、救急隊到着後、現場へ誘導する教職員も必要となる。

②救急車が到着したら

状態の説明、どのような応急手当をしたかを救急隊員に説明する。

「エピペン®」の使用の有無を必ず伝える。

③持参するものをまとめ、事情がわかる教職員が救急車に同乗する。

救急搬送する児童生徒の「管理指導表」、「緊急時個別対応カード」、「記録表」、使用した「エピペン®」等を持参し、救急車に同乗する。

1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）・吸入薬

アレルギー疾患に対する内服薬として、抗ヒスタミン薬やステロイド薬を処方されている場合があります。しかし、これらの薬は内服してから効果が現れるまでに時間がかかるため、アナフィラキシーショックなどの緊急を要する重篤な症状に対して効果を期待することはできないと言われています。ショックなどの重篤な症状には、内服薬を服用するよりもアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）を早い段階で注射することが大切です。

また、ぜん息に対する発作治療薬として、ベータ刺激薬が処方されている場合があります。ベータ刺激薬には、吸入、内服、貼付などのタイプがありますが、吸入薬が即効性に優れているとされています。

○医療用医薬品の管理について

学校では、様々な疾病のある児童生徒が在籍しており、医師から処方された薬（医療用医薬品）を学校に持参する場合があります。

医療用医薬品については、児童生徒本人が携帯・管理することが基本です。ランドセル・カバンの中に所持し、管理や使用等について教職員が理解しておくことが大切です。

しかし、本人が携帯・管理出来ない状況にある場合は、保護者、児童生徒、主治医、学校医、学校薬剤師、教育委員会等と十分な協議を行い、適切に対応する必要があります。

また、教職員が児童生徒に医療用医薬品を使用する行為は、医行為に当たるので、行うことはできないとされています。

ただし、児童生徒が以下の3つの条件を満たしており、事前の保護者の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上であれば医薬品の使用（①皮膚への軟膏の塗布、②湿布薬の貼付、③点眼薬の点眼、④一包化された内服薬の内服、⑤肛門からの座薬の挿入、⑥鼻腔粘膜への薬剤噴霧）への介助が可能とされています。

【3つの条件】

- ①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること
- ②副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による継続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと
- ③内服薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

※ 医師法第17 条、歯科医師法第17 条及び保健師助産師看護師法第31 条の解釈について（通知）

平成17 年7 月26 日付 医政発第0726005 号

※このように容態が安定していることが介助の条件であるため、児童生徒の症状が急に变化した場合などは、医療用医薬品の使用の介助はできないとされています。

学校で医療用医薬品を使用するかどうかは、児童生徒本人が判断することになります
が、学校としても、事前に保護者・本人とどのような状態で使用するのか、その際、
学校としてどのような環境整備を行うかを話し合っておく必要があります。

※例外としてアレルギー疾患のある児童生徒がアナフィラキシー発症時に使用するアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）については、状況によっては教職員が使用する場合があります。（次ページ参照）

※医療用医薬品を学校が本人に代わって管理する場合は、通常、保護者に「医療用医薬品預かり書（依頼書）」の提出を求めますが、P 5 8 ～6 0 の「個別支援プラン」に保護者と協議の上決定した内容の記載及び保護者の確認（署名・押印）があれば、個別支援プランをもって「医療用医薬品預かり書（依頼書）」とすることも可能です。

2. アドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）

「エピペン®」は、アナフィラキシーを起こす可能性が高く、万一の場合に直ちに医療機関での治療が受けられない状況下にいる者に対し、事前に医師が処方するアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）です。

（1）「エピペン®」の処方対象者

過去にアナフィラキシーショックの既往がある者で、症状の進展が早く時間的に猶予のない者、致死的なアナフィラキシーを経験している者、近隣の医療機関が遠く緊急時にすぐに対応してもらえない者などに処方されることとなっています。

（2）「エピペン®」の使用について

「エピペン®」は本人自らもしくは保護者が注射する目的で作られたもので、注射の方法や投与のタイミングは医師から処方される際に十分な指導を受けています。しかし、アナフィラキシーの進行は一般的に急速であり、「エピペン®」が手元にありながら症状によっては児童生徒が自己注射できない場合も考えられます。

そのため、児童生徒が「エピペン®」を自ら注射できない状況にあるときは、人命救助の観点から、周りの教職員が本人に代わって速やかに注射する必要があります。

「エピペン®」の注射は法的には「医行為」にあたり、医師でない者（本人と家族以外の者である第3者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にはなりません。

「エピペン®」については、救急救命士も「あらかじめ自己注射が可能なエピネフリン製剤を交付されている」患者に対し、医師の具体的な指示を受けなくとも使用できることとなっているので、消防署と連携を図り適切に対応することが大切です。

また、緊急時に「エピペン®」を所持していない場合で、他の児童生徒に処方されている「エピペン®」がある場合でも、処方されている人以外への使用は認められません。

※参考：平成21年7月30日付け21ス学健第3号『「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について』平成21年7月7日付け医政医発第0707第2号及び平成21年7月6日付け21ス学健第9号『医師法第17条の解釈について』

(3) 「エピペン®」の管理

児童生徒がアナフィラキシーに陥った時に「エピペン®」を速やかに注射するためには、児童生徒本人が携帯・管理・使用することが基本です。しかし、それができない状況にあり対応を必要とする場合は、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「エピペン®」の管理・使用について、学校・教育委員会は、保護者・本人、主治医・学校医、学校薬剤師等と十分な協議を行っておく必要があります。

学校が本人に代わって「エピペン®」の管理を行う場合には、学校の実状に応じて、主治医・学校医・学校薬剤師等の指導の下、保護者と十分に協議し、その方法を決定します。方法の決定にあたっては、以下の3点を関係者が確認しておくことが重要です。

【確認事項】

- ①学校が対応可能な事柄
 - ②学校における支援体制（保管場所・管理方法・教職員の共通理解事項等）
 - ③保護者が行うべき事柄（学校への持参状況・有効期限※・破損の有無の確認等）など
- 学校は管理中に破損等が生じないように十分注意するが、破損等が生じた場合の責任は負いかねることについても、保護者の理解を得る。

※「エピペン®」の有効期限：約1年

「エピペン®」は含有成分の性質上、次のような保管が求められています。

- ・「エピペン®」の有効成分であるアドレナリンは光で分解しやすいため、携帯用ケースに収められた状態で保存・携帯し、使用するまで取り出さないこと。
- ・15℃～30℃で保管することが望ましいので、冷所（例：冷蔵庫の中）または日光の当たる高温下（例：夏場、直射日光の当たる窓辺）等に放置しないこと。冬場等、気温が低い環境では、発砲スチロールや断熱材等で、15℃～30℃での保管を保つよう工夫すること。

3. 「エピペン®」の使用手順

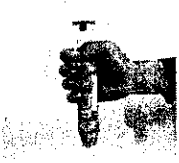
エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端(オレンジ色の部分)を軽くあて、“カチッ”と音がするまで強く押しあて、そのまま五つ数える
注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！

⑤ 確認する



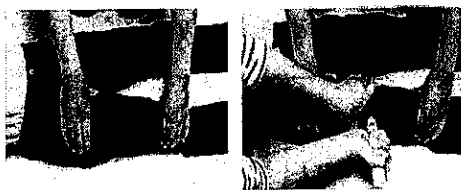
使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレンジ色のニードルカバーが伸びているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの先端は、注射針が出てくる場所です。絶対に指や手等で触れたり、押したりしないでください。

介助者がある場合



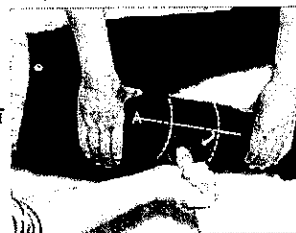
介助者は、子供の太ももの付け根と膝を しっかり押さえ、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もないことを確認しましょう。

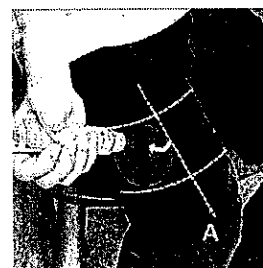
注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合



Q & A

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に関して

Q 1

管理指導表は、年1回、提出を求めるのですか？

A 1

アレルギー疾患は1年のうちに症状が変化したり、新たに別の症状が発症することがあるため、1年ごと又は症状に変化があった場合はその都度更新する必要があります。

Q 2

保護者から、管理指導表を提出されていないにも関わらず、アレルギーの対応を依頼されました。どうすればよいのでしょうか？

A 2

学校では、医師の診断に基づいた管理指導表をもとに、対応や取組を検討することを保護者に伝え、提出を依頼してください。特に食物アレルギーで学校給食での除去が必要な場合、保護者の自己判断や幼少時の診断結果では、過剰な除去になる可能性があるため、管理指導表の提出が必要です。また、管理指導表の提出を求める際には、文書料が必要となる場合があることについても、保護者の理解を得るようにしてください。

Q 3

アレルギーの症状が非常に軽い場合でも、管理指導表が必要ですか？

A 3

学校で特別な対応を行う必要がなければ、管理指導表の提出は不要です。

緊急時の対応・薬品管理に関して

Q 4

保護者から緊急時処方薬（内服薬・吸入薬・「エピペン®」等）を学校で預かってほしいとの依頼があった場合、どのように対応すればよいですか？

A 4

緊急時処方薬は本人が携帯・管理・使用することが基本です。しかしそれができない状況にあり学校での対応が必要な場合は、保護者、主治医、学校医、学校薬剤師、教育委員会等と十分に協議をする必要があります。また「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって教職員が注射する場合を除き、基本的には教職員が児童生徒に対し医療用医薬品を使用できないこと、P 39の「3つの条件」を満たしている場合でも医療用医薬品使用の介助のみが可能であること、P 41の「確認事項」の内容等について保護者に理解を求める必要があります。

Q 5

児童生徒がぜん息の発作を起こしたとき、吸入薬を吸入するための介助を教職員がしてはいけないのですか？

A 5

P 39の「3つの条件」を満たしていれば、医療用医薬品の使用の介助はできないとされています。

本人が自ら吸入薬を使用する際にも十分な注意が必要です。吸入後も改善が見られず短時間のうちに重篤な状態に至る場合や、まれに医療用医薬品による重篤な副反応が出る場合もあるため、注意深く観察するとともに、状況に応じて保護者への連絡や医療機関への搬送、救急車の要請等を迅速に行うことが大切です。

Q 6

「エピペン®」を注射するのは、基本的には本人ですが、本人が注射できない状況にあるとき、本人に代わって教職員が注射すべきですか？

A 6

「エピペン®」は、アナフィラキシーショックから命を救うための注射薬であり、アナフィラキシーショック症状が進行する前の初期症状のうちに注射するのが効果的であるとされています。

アナフィラキシーは、一般的に大変急速に進行します。特に「エピペン®」を処方されているような児童生徒の場合は、最初は軽い症状であっても急速に悪化する可能性が高く、保護者や救急車の到着を待っている間に、命に関わる重篤な状態に陥る危険があります。そのため、児童生徒が「エピペン®」を注射できない状況にあるときは、人命救助の観点から、周りの教職員が本人に代わって速やかに注射する必要があります。

アナフィラキシーは、学校生活のどの場面で発症するかを予測することが困難なため、その場に居合わせた教職員の誰もが、適切な救急対応と「エピペン®」の注射ができる体制を整えておく必要があります。そのためには、校内研修や教育委員会が実施する研修会等を通じ、教職員全員がアナフィラキシーに対応するための正しい知識や技術を身につけておくことが重要です。

教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続の意図がないものと認められるため、医師法違反にはなりません（P 40～41 参照）。

Q 7

「エピペン®」を注射する部位が、太ももの前外側とされているのはなぜですか？太ももの前中央ではダメですか？

A 7

「エピペン®」は筋肉に注射することとなっており、太ももの前外側にある、大きく厚い大腿四頭筋が注射に最適な部位です。太ももの前中央では、太ももの内側にある大腿動脈・大腿静脈等の血管や大腿神経に注射してしまう危険性があるので、注射部位に適していません。なお、緊急時には衣服の上からでも注射できますが、ポケットの中に物が入っていると注射できないので注意が必要です。

学校給食に関して

Q 8

食物アレルギーの血液検査で、陽性となった食物は全て除去すべきですか？医師により指示が違うようなのですが。

A 8

給食での除去については、主治医が判断するものであり、学校は主治医が記入した管理指導表に基づき対応すべきです。

同一の児童生徒に対し、複数の主治医から異なる指示があった場合は、保護者に主治医の先生方と十分話し合うよう依頼し、その結果を記入した管理指導表の提出を依頼してください。

その他

Q 9

各種様式に示されている書類の変更は可能ですか？また、保護者が各種様式を記入する際、記入しづらい・判断しづらい場合はどうすればいいですか？

A 9

各種様式（様式1～7）は例として示したもののなので、学校の実状等に応じて活用しやすい様式に変更してください。また、保護者が記入しづらい・判断しづらい事項に関しては、①面談の際に丁寧に説明をする ②保護者から十分に事情を聞き取り、相談しながら記入する ③主治医の意見を伺うよう保護者に依頼する 等により対応してください。

Q10

児童生徒が「エピペン®」を処方されることになったため、教職員の研修を実施したいと思います。講師や内容はどうすればよいか教えてください。

A 10

研修の講師としては、主治医やアレルギー専門医、学校医等が適切です。研修の内容についてはP26を参考に、児童生徒や学校の実状に応じた研修を実施してください。なお、研修講師の紹介を希望する場合は、釜石市教育委員会あるいは岩手県教育委員会に相談してください。

各種様式

令和 年 月 日

保護者 各位

釜石市立〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

「食物アレルギー調査書」の提出について（依頼）（例）

（ ）の侯、保護者の皆様には益々ご健勝のことと存じます。

平素は本校の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本校と学校給食センターでは、食物アレルギー疾患の児童生徒の学校生活をより安心して安全なものとするため、詳しい情報を把握し、適切に対応するよう努めているところです。

つきましては、下記のとおり別添「食物アレルギー調査書」にご記入いただき、提出くださいますようお願いいたします。

なお、食物アレルギー「あり」と回答したお子さんで学校での対応を希望される場合につきましては、医師が診断する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出が必要になります。また、小・中学校の1年生は、給食対応の有無にかかわらず「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いいたします。

学校給食だけでなく、校外学習や調理実習の際の安全のためにもご協力をお願いいたします。

記

1 提出物 食物アレルギー調査書

2 提出日 令和〇〇年〇月〇日（ ）

- ・ 食物アレルギーの有無について調査書に必要事項を記入のうえ、全員提出をお願いします。
- ・ 医療機関で食物アレルギーと診断され、「学校生活管理指導表」が提出されている場合は、学校給食センターより使用食品の詳細を記載した献立表を配付します。栄養価や一人分の分量をお知らせすることもできます。希望する場合は、「食物アレルギー調査書」の裏面に記入して下さい。
- ・ 食物アレルギーや疾患等により牛乳または給食の停止、一部弁当対応が必要な場合も、「食物アレルギー調査書」の裏面に記入して下さい。
- ・ 当市学校給食センターでは、アレルギーを引き起こすと考えられる食材を除去した「除去食」、除去した食品の栄養価を別の食品で補う「代替食」は提供しておりませんでした。が、新学校給食センターでは、一部のアレルギーに対して対応を予定しております。施設の体制が整うまでは使用食品の詳細を記載した献立表での情報提供のみの対応となりますのでご了承ください。

【担当】〇〇〇学校 養護教諭 〇〇 〇〇
Tel 〇〇-〇〇〇〇釜石市教育委員会 指導主事 〇〇 〇〇
Tel 22-8833

令和〇〇年度 食物アレルギー調査書

令和 年 月 日

釜石市立〇〇〇学校長様

学校名 学校 年 組 (男 ・ 女)

ふりがな
児童・生徒名

保護者名 印

1. 食物アレルギーの有無 (ありの場合は食品名を記入)	なし ・ あり (食品名)
---------------------------------	----------------

1で「あり」と回答の場合、以下の質問及び裏面の質問にお答えください。

2. 食品の加工例 (アレルギーを起こす食品を利用した 具体的な加工品や料理名を記入)	
3. 家庭での摂取状況について	除去している・少しなら食べる・その他 ()
4. 食べたときの症状について	じんましん ・ むくみ ・ 吐き気 ・ 嘔吐 ・ 下痢 腹痛 ・ 咳 ・ 喘息 ・ 喉のむくみ ・ 呼吸困難 その他 ()
5. 医療機関の受診状況について	① 医療機関で診察を受けたことが (ある ・ ない) ② ①であると答えた方は定期的に診察をうけていますか。 (うけている ・ 時々うけている ・ うけていない) ③ 最終診察年月 平成 年 月 病院名 医師
6. アドレナリン自己注射薬 (エピペン)の所持状況について	アドレナリン自己注射薬(エピペン)を (持っている ・ 持っていない)
7. 災害時対応のために、市町村 関係部局等から申し出があった 際は、アレルギーに関する情報を 提供することに同意しますか。	(同意する ・ 同意しない)

使用食品の原材料の詳細を記載した献立表 【アレルギー・その他の疾患のため原材料を料理ごとに明示した献立表】	希望する (理由) 希望しない
日々の栄養価が記載してある献立表 【疾患のため日々の栄養価が記載してある献立表】	希望する (理由) 希望しない
一人分の分量が記載してある献立表 【疾患のため一人分の分量が記載してある献立表】	希望する (理由) 希望しない

※ 詳細献立表の発行は、医師の診断により食物アレルギーまたは疾患と判断された場合に限ります。面談の際も確認いたします。

牛乳停止 【アレルギーや疾患等がある】	希望する (理由) 希望しない
給食を停止し、弁当を持参	希望する (理由) 希望しない
一部弁当対応 【食べられない献立がある日に、代わりのものを家から持参】	希望する (理由) 希望しない

※ 牛乳・給食の停止、及び一部弁当対応を申請する場合は、学校に申し出願います。

保護者の方へ

食物アレルギー「あり」と回答の場合は、後日、担当の養護教諭と面談を行います。

また、面談結果、医師が診断する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いする場合があります。学校給食だけでなく、校外学習や調理実習等の際の安全のためにもご協力をお願いいたします。

令和〇〇年度

学校給食牛乳等 停止 ・ 再開 申請書

令和〇〇年 月 日

釜石市長 様

学校名 _____ 学校 年 組 (男 ・ 女)

ふりがな
児童・生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

下記の理由により、牛乳等の 停止 ・ 再開 について申請いたします。

1. 停止・再開するもの	1. 牛乳 2. 給食
2. 停止・再開を希望する理由	
3. 対応開始希望日	令和 年 月 日 から

添付必須書類「食物アレルギー調査書」、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の写し

(学校給食センターでは、食物アレルギー調査書の該当項目に記載された内容により、医師の診断を受けていることを確認し、停止・再開を決定いたします。)

- ※1 給食の停止は、牛乳を含む全ての配食を停止することとし、給食費を徴収いたしません。
 ※2 牛乳の停止は、配食停止日より牛乳代金を徴収しないこととし、年度末に給食費より調整いたします。
 ※3 アレルギー症状の軽快等により配食を再開する場合、配食再開日より牛乳代金を徴収いたします。

牛乳停止対象基準

・ 医師の診断・検査により食物アレルギーまたは疾患と判断されていること

対応開始日	令和 年 月 日
-------	-------------------------

※ 学校給食センター記入欄

○ ○ 発 第 号
令和 年 月 日

保護者 様

釜石市立○○○学校校長 ○○ ○○

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出について（依頼）（例）

（ ）の候、保護者の皆様には益々ご健勝のことと存じます。

平素は本校の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本校では、アレルギー疾患の児童生徒の学校生活をより安心して安全なものとするため、アレルギー疾患について詳しい情報を把握し、適切に対応するよう努めているところです。

つきましては、学校生活において特に配慮や健康管理が必要な場合は、別添「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を主治医に記入していただき、学校にご提出くださいますようお願いいたします。なお、文書料が必要な場合がありますが、ご了承ください。

また、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していただいた後に、主治医の診断に基づき、学校での具体的な取組やより適切な健康管理、対応方法等を検討するため、保護者の方と面談することとしていますので、ご協力をお願いします。

○ ○ 発 第 号
令和 年 月 日

主治医 様

釜石市立○○○学校校長 ○○ ○○

「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の記載について（依頼）（例）

（ ）の候、益々ご健勝のことと存じます。

平素は本校の教育にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本校では、アレルギー疾患の児童生徒の学校生活を安全で安心なものとするため、アレルギー疾患について詳しい情報を把握し、適切に対応するよう努めているところです。

つきましては、主治医の先生方の診断に基づき、学校での具体的な取組やより適切な健康管理、対応方法を検討したいと考えておりますので、別添「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」をご記入くださいますようお願いいたします。

名前 _____ 男・女 _____ 年 ____ 月 ____ 日生 (____ 歳) _____ 学校 ____ 年 ____ 組 提出日 ____ 年 ____ 月 ____ 日

気管支ぜん息（あり・なし）		病型・治療		学校生活上の留意点		【緊急時連絡先】 ★保護者 電話：_____ ★連絡医療機関 医療機関名：_____ 電話：_____	
A. 重症度分類（発作型） 1. 間欠型 2. 軽症持続型 3. 中等症持続型 4. 重症持続型		C. 急性発作治療薬 1. ベータ刺激薬吸入 2. ベータ刺激薬内服 D. 急性発作時の対応（自由記載）		A. 運動（体育・部活動等） 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. 強い運動は不可			
B-1. 長期管理薬（吸入薬） 1. ステロイド吸入薬 2. 長時間作用性吸入ベータ刺激薬 3. 吸入抗アレルギー薬（イソタール®） 4. その他（ ）		B. 動物との接触やホコリ等の舞う環境での活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定 3. 動物へのアレルギーが強いため不可 動物名（ ）		C. 宿泊を伴う校外活動 1. 配慮不要 2. 保護者と相談し決定		医師名 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
B-2. 長期管理薬（内服薬・貼付薬） 1. テオフェリン徐放製剤 2. ロイコトリエン受容体拮抗薬 3. ベータ刺激内服薬・貼付薬 4. その他（ ）		D. その他の配慮・管理事項（自由記載）		医療機関名 _____		⑩	
病型・治療							
アトピー性皮膚炎（あり・なし）		病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
A. 重症度のめやす（厚生労働科学研究班） 1. 軽症：面積に関わらず、軽度の皮疹のみみられる。 2. 中等症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%未満にみられる。 3. 重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の10%以上、30%未満にみられる。 4. 最重症：強い炎症を伴う皮疹が体表面積の30%以上にみられる。 *軽度の皮疹：程度の紅斑、乾燥、落屑全体の病変 *強い炎症を伴う皮疹：紅斑、丘疹、びらん、潰瘍、苔癬化などを伴う病変		B-1. 外用する外用薬 1. ステロイド軟膏 2. タクロリムス軟膏（「プロトピック®」） 3. 保湿剤 4. その他（ ）		B-2. 常用する内服薬 1. 抗ヒスタミン薬 2. その他 []		C. 食物アレルギーの合併 1. なし 2. あり	
アレルギー性結膜炎（あり・なし）		病型・治療		学校生活上の留意点		記載日	
A. 病型 1. 通年性アレルギー性結膜炎 2. 季節性アレルギー性結膜炎（花粉症） 3. 春季カタル 4. アトピー性角結膜炎 5. その他（ ）		治療 1. 抗アレルギー点眼薬 ステロイド点眼薬 3. 免疫抑制点眼薬 4. その他（ ）		A. プール指導 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定 3. プールへの入水不可		B. 屋外活動 1. 管理不要 2. 保護者と相談し決定	
				C. その他の配慮・管理事項（自由記載）		医師名 _____ 年 ____ 月 ____ 日	
				医療機関名 _____		⑨	

名前 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 () 歳 _____ 年 _____ 月 _____ 日 入学 _____ 年 _____ 月 _____ 日 卒業 _____ 年 _____ 月 _____ 日

[illegible]

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を教職員全員で共有することに同意しますか。

1. 同意する
2. 同意しない

保護者署名: _____

令和 年 月 日

釜石市消防署長 様
(釜石市教育委員会経由)

釜石市立〇〇〇学校
校長 〇〇 〇〇

緊急時の連携について (依頼)

下記の児童生徒について、緊急時の対応にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象児童生徒名 性別 () (平成 年 月 日生)
2. 保護者名
3. 住 所
4. 電話番号
5. 緊急連絡先 ①
②
6. 児童生徒の状況について
 - ① 診断名
 - ② かかりつけ医療機関
医療機関名 (科)
主治医名
住 所
電話番号
 - ③ 緊急搬送先の希望 ()
 - ④ 児童生徒の状況

保護者の承諾について

上記の緊急時連携の依頼について、承諾いたします。

保護者名

印

個別支援プラン

氏 名

* 学年末または対応の変更や症状の変化がみられた時に保護者と面談をし、管理指導表の提出について確認をします。
小学校入学中学校入学時には必ず提出を求めます。また、給食対応が必要な場合については毎年提出を求めます。

学年	面談日時	確認事項（給食対応について）	校長	副校長	養護教諭	保護者
小1		・対応あり ・対応なし	印	印	印	印
小2		・対応あり ・対応なし（症状に変化がないので管理指導表は提出しません） ・対応なし（症状に変化がありましたので管理指導表を提出します）	印	印	印	印
小3		・対応あり ・対応なし（症状に変化がないので管理指導表は提出しません） ・対応なし（症状に変化がありましたので管理指導表を提出します）	印	印	印	印
小4		・対応あり ・対応なし（症状に変化がないので管理指導表は提出しません） ・対応なし（症状に変化がありましたので管理指導表を提出します）	印	印	印	印
小5		・対応あり ・対応なし（症状に変化がないので管理指導表は提出しません） ・対応なし（症状に変化がありましたので管理指導表を提出します）	印	印	印	印
小6		・対応あり ・対応なし（症状に変化がないので管理指導表は提出しません） ・対応なし（症状に変化がありましたので管理指導表を提出します）	印	印	印	印
中1		・対応あり ・対応なし	印	印	印	印
中2		・対応あり ・対応なし（症状に変化がないので管理指導表は提出しません） ・対応なし（症状に変化がありましたので管理指導表を提出します）	印	印	印	印
中3		・対応あり ・対応なし（症状に変化がないので管理指導表は提出しません） ・対応なし（症状に変化がありましたので管理指導表を提出します）	印	印	印	印

個別支援プラン（食物アレルギー）（表面）

作成日 年 月 日

名前	()年()組()番 フリガナ 名前()
生年月日	平成 年 月 日

食物アレルギーの 病型 ※学校生活管理指導 表より該当するもの	☐ 即時型 ☐ 口腔アレルギー症候群 ☐ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー			
原因食品				
除去の程度				
発症時の症状				
頻度	番号で記入する（①必ず出る ②ほとんど出る ③時々出る）			
アナフィラキシー既往歴	有 ・ 無			
緊急時処方薬	薬剤		管理方法	
	☐ 内服薬（薬品名： ）		☐ 本人（保管場所） ☐ その他（ ）	
	☐ 「エピペン®」（アドレナリン自己注射薬）		☐ 本人（保管場所） ☐ その他（ ）	
	☐ その他（ ）		☐ 本人（保管場所） ☐ その他（ ）	
薬剤使用時の 留意事項				
学校生活にお ける留意点	運動			
	授業			
	行事			
	食事 給食	(給食については裏面に詳細を記入)		
	その他			

※緊急時連絡先等は「食物アレルギー緊急時個別対応カード」に記載

学校における日常の取組および緊急時の対応に活用するため、記載された内容を教職員全員で共有することと同意します。

令和 年 月 日 保護者名

印

個別支援プラン（食物アレルギー）（裏面）

学校給食における決定事項

	決定(年 月 日)	決定(年 月 日)	決定(年 月 日)
レベル1 詳細な献立表対応			
レベル2 弁当対応	完全弁当対応 一部弁当対応 ()	完全弁当対応 一部弁当対応 ()	完全弁当対応 一部弁当対応 ()
その他			

学校での様子

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症 状			
経過措置			
その他			

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症 状			
経過措置			
その他			

その他特記事項等面談記録

面談日	特 記 事 項	最終診察日
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

個別支援プラン（食物アレルギー以外）

作成日 年 月 日

名 前	()年()組()番 フリガナ 名前()性別()
生年月日	平成 年 月 日生
保護者名	
住 所	
電話番号	

原因物質					
発症時の症状		アナフィラキシーの有無 ☐ あり ☐ なし			
		発症時の症状			
緊急時の対応		☐ 保護者に連絡する ☐ 救急車要請 ☐ 処方薬あり ☐ その他 ()			
		詳細			
学校生活における留意点		運動			
		行事			
		その他			
薬剤使用時の留意事項		使用薬剤			
		管理方法	☐ 本人(保管場所:) ☐ その他()		
		使用上の留意点			
保護者記入欄	緊急連絡先	名 前	続 柄	電話番号 (○をつけてください)	
				(自宅・携帯・職場)	
				(自宅・携帯・職場)	
				(自宅・携帯・職場)	
	医療機関連絡先	病院名 (診療科)	主治医名	電話番号	カルテ NO など

学校における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、記載された内容を教職員全員で共有することに同意します。

令和 年 月 日 保護者名

印

食物アレルギー緊急時個別対応カード (表面)

年 組 番・名前 生年月日 平成 年 月 日生
住所

緊急時連絡先	連絡順	名前	本人との関係	電話・携帯番号	名称等	
	1					
	2					
	3					
医療機関		医療機関名	医師の名前	医療機関住所	電話番号	
主治医						
緊急時						
アレルギーについて	アフィキシ-ショックの既往		有 無	ぜん息(アフィキシ-重症化の危険因子)		
	アレルギーの原因となるもの					
	内服薬等	有(薬:) 無			内服薬等保管場所	
	「エピペン®」	有(mg 有効期限 年 月) 無			「エピペン®」保管場所	

特に過敏であることが予想され注意を要する食品・誘因物質等 ()

学校での対応

原因がわからなくても軽い症状が出ている

- ・皮膚 : 限られた範囲のかゆみ、じんましん(数個)、部分的に赤い斑点
- ・口 : 口のかゆみ、唇が少し腫れている
- ・呼吸 : 軽い咳、くしゃみ

特に過敏であることが予想され注意を要する食品を食べた(かもしれない)

上記の食品を食べ(または食べたことが予想され)、何らかの症状が出現した場合

中等度～重度の症状がある

特に太字で示す症状がひとつでも出たら

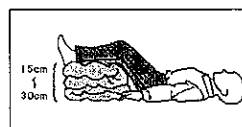
- ・皮膚: **じんましん(10個以上)**、強いかゆみ、舌や唇の腫れ
- ・お腹: **腹痛、嘔吐、下痢**、**お腹と皮膚の症状が同時にある**(嘔吐、下痢、腹痛に湿疹(じんましん)が伴う)
- ・呼吸: **繰り返す咳、息苦しい**
呼吸時ゼーゼー・ヒューヒューと鳴る
かすれ声、声が出ない、のどのイガイガ、のどのかゆみ
- ・脈・顔色: **脈が速い・不規則、顔色が青白い**
- ・様子: **不安、恐怖感、ぐったり、うとうと、意識がもうろう**

学校の対応

- ・職員の応援を呼ぶ。必ず職員が本人に付き添い衣服をゆるめ、安静にして注意深く観察する ※本人を動かさない
- ・救急車を呼ぶ(119番)
- ・「エピペン®」準備、本人に持たせる(症状が進行するなら打つことを考慮する)
- ・内服薬等があれば服薬するよう指示する
- ・保護者に連絡する
- ・記録開始(裏面に記入)

学校の対応

- ・職員の応援を呼ぶ。必ず職員が本人に付き添う ※本人を動かさない
- ・直ちに「エピペン®」注射
- ・救急車を呼ぶ(119番)
- ・保護者に連絡する
- ・衣服をゆるめ保温し、安静にして救急車を待つ
- ・記録開始(裏面に記入)



意識がない時

意識がある時
※呼吸困難があれば座らせても良いが、立たせない



保護者確認年月日 令和 年 月 日 保護者名 (印)

※あくまで目安であることをご理解ください。この対応カードは緊急時に備え教職員全員及び教育委員会・消防署で情報共有します。

食物アレルギー緊急時個別対応カード (裏面)

緊急時個別対応経過記録表 記載者名 ()

1	食べた(摂取した)時刻	令和 年 月 日 時 分				
2	食べた(摂取した)状況	食べた・摂取したもの()量()場所()				
3	処 置	アレルギーの除去	□口の中のものを取り除く □口をすすぐ □手を洗う □目や顔を洗う			
		緊急時処方薬	内服薬()	時 分	吸入薬()	時 分
		「エピペン®」	「エピペン®」を準備、本人に持たせる			時 分
			「エピペン®」注射(あり なし) ありの場合→			時 分
4	救急車要請 誰が()	救急車を要請した時刻	時 分	救急車到着時刻	時 分	
5	医療機関	医療機関 連絡時刻	時 分	医療機関到着時刻	時 分	
6	医療機関搬送先	同乗者:				
7	保護者 誰が()	保護者への連絡時刻	時 分(内容:)			
8	症状 ※確認された症状に○	軽い症状 (時 分頃から出現)				
		・皮膚 : 限られた範囲のかゆみ、じんましん(数個)、部分的に赤い斑点 ・口 : 口のかゆみ、唇が少し腫れている ・呼吸 : 軽い咳、くしゃみ				
		中等度～重度の症状 (時 分頃から出現)				
		・皮膚 : じんましん(10個以上)、強いかゆみ、舌や唇の腫れ ・お腹 : 腹痛、嘔吐、下痢、お腹と皮膚の症状が同時にある (嘔吐、下痢、腹痛に湿疹(じんましん)が伴う) ・呼吸 : のどのイガイガ、のどのかゆみ、繰り返す咳、息苦しい 呼吸時ゼーゼー・ヒューヒューと鳴る、かすれ声、声が出ない ・脈・顔色 : 脈が速い、脈が不規則、顔色が青白い ・様子 : 不安、恐怖感、ぐったり、うとうと、意識がもうろう				
9	バイタルサイン	脈拍(回/分)	呼吸(荒い ふつう)	体温(°C)		
10	その他					

救急車(119番)に伝える内容 救急車要請者名 ()

「救急です!」学校の所在地は() () 学校です。	※事前に 記入	
患者の名前は・・() です。() 歳です。		
患者は・・・・・() を摂取し、アレルギー症状が出ています。		
学校の電話番号は() です。		
●患者は「エピペン®」を処方 ・「エピペン®」を ・意識は ・呼吸は ・じんましんは ・嘔吐や下痢は	☐ されています ☐ 注射しました ☐ あります ☐ 普通にしています ☐ 全身に出ています ☐ あります	☐ されていません ☐ 注射していません ☐ ありません ☐ 苦しそうです ☐ していません ☐ 体の一部に出ています ☐ ありません

〇〇学校 ☎△△△-△△△△

[illegible]

◆症状の程度

	軽い症状	中等度の症状	重度の症状
皮膚	- 限られた範囲のかゆみ - 部分的に赤い斑点 - じんましん（数個以内） - 唇が少し腫れている	- 強いかゆみ - 赤い斑点があちこちに出現 - じんましん（10個以上） - まぶたや唇が腫れ上がる - 吐き気もしくは1回の嘔吐 - 軟便もしくは1回の下痢 - 時々腹痛が起きる	- 激しい全身のかゆみ - 全身が真っ赤 - 全身にじんましん
口・お腹	口の中のかゆみ		- 嘔吐を繰り返す - 数回以上の下痢 - 激しい腹痛
呼吸	- 時々咳が出る - くしゃみ	- 断続的な咳 - 鼻づまり、鼻水 - のどのイガイガ、のどのかゆみ	- 声がれ、声が出にくい - 絶え聞かない激しい咳込み - 犬が吠えるような咳 - 呼吸時ゼーゼー、ヒューヒューと喘る - 息切れ、息苦しい、呼吸困難
脈・顔色	変化なし	変化なし	- 脈が速い - 脈が不規則 - 顔色が蒼白い - 唇や爪が白い、紫色
様子	変化なし	元気がない（不活発）	- 不安、恐怖感 - ぐったり - うとうと - 意識がもうろう

緊急時個別対応経過記録表（食物アレルギー以外）

クラス		年 組		性別	
児童生徒名				男 ・ 女	
1	アレルギー接触時刻	令和 年 月 日 時 分			
2	アレルギー接触状況	アレルギー() 量() 場所()			
3	処 置	アレルギーの除去	□口の中のものを取り除く □口をすすぐ □手を洗う □目や顔を洗う		
		緊急時処方薬	内服薬 ()	時 分	
			吸入薬 ()	時 分	
			その他 ()	時 分	
4	救急車	救急車を要請した時刻	時 分	救急車到着時刻	時 分
5	医療機関	医療機関 連絡時刻	時 分	医療機関到着時刻	時 分
6	医療機関搬送先	同乗者：			
7	保護者	保護者への連絡時刻	時 分	(内容 :)	
8	症状 ※確認された症状に○	軽い症状 (時 分頃から出現)			
		・皮膚：限られた範囲のかゆみ、じんましん（数個）、部分的に赤い斑点 湿疹 目の充血 ・口：口のかゆみ、唇が少し腫れている ・呼吸：軽い咳、くしゃみ			
		中等度～重度の症状 (時 分頃から出現)			
		・皮膚：じんましん（10個以上）、強いかゆみ、舌や唇の腫れ ・お腹：腹痛、嘔吐、下痢、お腹と皮膚の症状が同時にある（嘔吐、下痢、腹痛に湿疹（じんましん）が伴う） ・呼吸：のどのイガイガ、のどのかゆみ、繰り返す咳、息苦しい 呼吸時ゼーゼー・ヒューヒューと鳴る、かすれ声、声が出ない 息を吸うときにのどや胸部の下が引っ込む、苦しくて横になれない ・脈・顔色：脈が速い、脈が不規則、顔色が青白い ・様子：不安、恐怖感、ぐったり、うとうと、意識がもうろう			
9	バイタルサイン	脈拍 (回/分)	呼吸 (荒い ふつう)	体温 (°C)	
10	その他				

救急車（119番）に伝える内容 救急車要請者名 ()

「救急です！」 学校の所在地は () () 学校です。 患者の名前は・・ () です。 () 歳です。 患者は・・・・ () を摂取し、アレルギー症状が出ています。 学校の電話番号は () です。 ●患者の状態は・・・ ・意識は □あります □ありません ・呼吸は □普通にしています □苦しそうです □していません ・その他 ()	※事前に記入
---	--------

様式 A

〇 〇 発 第 号
令和 年 月 日

釜石市教育委員会教育長 様

釜石市立 学校

校 長 印

令和〇〇年度「食物アレルギー調査書」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の写し」の提出について

別紙のとおり、「食物アレルギー調査書」及び「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の写し」添えて名簿を提出いたします。

【食物アレルギー申請者名簿】

		【希望する詳細献立表】
年 組 氏 名	食 品	原材料・分量・栄養価
年 組 氏 名	食 品	原材料・分量・栄養価
年 組 氏 名	食 品	原材料・分量・栄養価
年 組 氏 名	食 品	原材料・分量・栄養価
年 組 氏 名	食 品	原材料・分量・栄養価
年 組 氏 名	食 品	原材料・分量・栄養価
児童生徒数合計 名		献立表枚数合計 部 部 部

※欄が不足の場合は、適宜増やしてご使用ください。

様式B

○ ○ 発 第 号
令和 年 月 日

釜石市教育委員会教育長 様

釜石市立 学校

校 長 印

令和〇〇年度食物アレルギー以外のアレルギー申請者名簿の提出について

下記のとおり、名簿を提出いたします。

記

【食物アレルギー以外のアレルギー申請者名簿】

年 組 氏 名	アレルギーの原因
	エピペンの有無 有 ・ 無
年 組 氏 名	アレルギーの原因
	エピペンの有無 有 ・ 無
年 組 氏 名	アレルギーの原因
	エピペンの有無 有 ・ 無
年 組 氏 名	アレルギーの原因
	エピペンの有無 有 ・ 無
年 組 氏 名	アレルギーの原因
	エピペンの有無 有 ・ 無
年 組 氏 名	アレルギーの原因
	エピペンの有無 有 ・ 無

※欄が不足の場合は、適宜増やしてご使用ください。

○ ○ 発 第 号
令和 年 月 日

釜石市教育委員会

教育長 佐藤 功 様

釜石市立

学校

校長

学校における食物アレルギーに関するヒヤリハット事例の報告

1. 対象児童の学年、性別、氏名 _____ 年 男・女 _____
2. アレルギー既往の有無 有・無
3. 医療機関受診の履歴 有（主治医 _____）・無
4. エピペンの有無 有・無
5. 個別支援プランの作成 有・無
6. 発生日時 令和 年 月 日（ ） 時 分
7. 発生場所
8. 発生した場合（休憩、授業、部活など）
9. 発生原因
10. 発生状況
11. 学校の対応
12. 改善策

釜 教 学 発 第 〇 〇 号
令和〇〇年〇月〇〇日

保護者 各位

釜石市教育委員会
教育長 佐 藤 功
(公印省略)

学校給食における一部弁当対応について

() の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のことと存じます。

平素から釜石市の学校教育に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当市では、「学校におけるアレルギー疾患対応指針」を策定し、学校生活をより安心して安全なものとするため、各校適切な対応に努めているところですが、弁当につきましては給食を停止しての完全弁当対応のみを行っており、一部食材を代替えするための弁当対応は原則許可しておりませんのでご了承下さい。ただし、一部弁当対応について、下記条件に照らし合わせて必要性が認められたときには許可する場合があります。一部弁当対応を希望する場合は、在籍校に相談のうえ、下記のとおり申請をお願いいたします。

記

- 1 一部弁当対応申請基準条件（例）
 - ・医師の診断・検査により食物アレルギーまたは疾患と判断されている
 - ・給食停止までとはいかないが、除去食材が多種に及ぶなど給食時特別な配慮が必要である
 - ・学校において保管場所が確保され、食中毒対策等、安全性が確保されている 等
- 2 必要書類
 - (1) 一部弁当対応申請書
 - (2) 食物アレルギー調査書
 - (3) 主治医が記入した学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の写し
- 3 申請方法
在籍校に相談のうえ、必要書類を学校に提出してください。
- 4 その他
原則として給食費は通常通り徴収いたします。

< 担 当 >
釜石市教育委員会事務局学校教育課
()
〒026-0031 釜石市鈴子町15番2号
TEL 0193-22-8833
FAX 0193-22-3633
Email:

令和〇〇年度

一部弁当対応 申請書

令和〇〇年 月 日

釜石市教育委員会教育長 様

学校名 _____ 学校 年 組 (男 ・ 女)

ふりがな
児童・生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

下記により、一部弁当持参 について申請いたします。

1. 申請する理由	
2. 備考 (アレルギー以外の 配慮事項等ある場合 記載願います)	

※添付必須書類 ①食物アレルギー調査書
②主治医が記入した学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の写し

※ 原則として給食費を徴収いたします。

一部弁当対象基準

- ・ 医師の診断・検査により食物アレルギーまたは疾患と判断されている
- ・ 給食停止までとはいかないが、除去食材が多種に及ぶなど給食時特別な配慮が必要である
- ・ 学校において保管場所が確保され、食中毒対策等、安全性が確保されている 等

【学校記入欄】

学校配慮事項 (弁当保管場所、安 全面、本人、学級指導 上配慮すべき事項等 について記載願いま す)	保護者からの申請を受け、学校で下記の事項に配慮し対応いたします。
---	----------------------------------

学校名 釜石市立 _____ 学校

学校長名 _____ 印

釜石市学校給食センター 食物アレルギー対応マニュアル

I 基本方針(原則)

食物アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全かつ楽しんで過ごすことができるように、文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」に示されている以下の原則に基づき食物アレルギー対応を実施します。

- (1) 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。

※釜石市学校給食センターでは当面の間、安全性を考慮して乳・卵アレルゲンにのみ対応食の提供を行います。

- (2) 食物アレルギー対応委員会等により、組織的に行う。
- (3) 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の写しの提出を必須とする。
- (4) 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- (5) 学校及び調理場の施設設備、人員を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- (6) 教育委員会等は、食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援する。

II 基本的実施基準

学校給食における食物アレルギー対応食の実施基準について以下の点を基本とします。

【食物アレルギー対応食の基本実施基準】

基本的に、以下の基準をすべて満たした場合に実施します。

- (1) 医師の診断により、食物アレルギーと診断されている。
- (2) 原因食品（アレルゲン）が特定されており、アレルギー疾患用学校生活管理指導表により医師から食物除去療法を指示されている。
- (3) 家庭でも原因食品の除去を行うなど食物除去療法を行っている。
- (4) 定期的に医療機関を受診し、経過を観察している。

III 学校給食における主な対応方法(レベル)

給食の提供におけるアレルギー対応には、以下の【レベル1】から【レベル4】までの段階があります。児童生徒の食物アレルギーの状態（重症度や除去品目等）にあわせて適切なレベルの組み合わせを考え対応します。給食の対応は、あくまでも医師の診断と指示に基づいて行うものであり、保護者の希望に沿ってのみ行うものではありません。

(1) 詳細な献立表対応【レベル1】

給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示または児童生徒自身の判断で給食からアレルギーを除いて食べる対応です。すべての対応の基本であり、レベル2以上でも詳細な献立表を提供します。

【対 象】

- ・比較的症状が軽く、本人がアレルギーを取り除くことができる場合。

【注意点】

- ・保護者は詳細献立表を事前に確認し、本人に取り除く食品をよく理解しておくこと。
- ・担任は除去するアレルギーを正しく理解し、他の児童生徒にも指導する。
- ・誤って食べてしまった場合の対処方法を全教職員で確認しておく。

(2) 弁当対応【レベル2】

食物アレルギー対応が困難なため全て弁当持参する対応と、献立によって部分的に弁当を持参する対応の2つに分けられます。

【対 象】

- ・重篤なアレルギーがあり、安全な給食提供が困難な場合⇒完全弁当対応
- ・対応食が提供される、乳・卵以外のアレルギーを持つ場合⇒一部弁当対応

【注意点】

- ・給食当番を行う際には、アレルギーに触れることが無いように配慮する。
- ・弁当の保管場所を確保し、誤配食が無いように安全で衛生的に保管する。
- ・一部弁当対応の場合は、保護者が詳細献立表を事前に確認し、給食を食べる日と弁当持参の日を事前に決定しておく。

※ただし、食物アレルギーの原因物質に関連するものであっても、症状誘発の原因になりにくい以下の食品については、完全除去を原則とする学校給食においても、基本的に除去しない。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味する為、完全弁当対応とする。

<除去対象としない食品>

鶏卵：卵殻カルシウム	牛乳：乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦：しょうゆ・酢・みそ	大豆：大豆油・しょうゆ・みそ
ごま：ごま油	魚類：かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類：エキス	

以下の項目に該当する場合も安全な給食提供は困難であり、完全弁当対応とする。

①調味料・だし・添加物の除去が必要

②加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）がある場合についても除去指示がある。

※注意喚起例

・ 同一工場の製造ライン使用によるもの

「本品製造工場では〇〇を含む製品を製造しています」

・ 原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」

③食器や調理器具の共用ができない

④油の共用ができない

（３）除去対応【レベル３】

原因物質を除いた給食を提供する対応です。乳・卵アレルギーにのみ、対応します。

【対象】

・ 乳・卵が給食に使っており、調理の過程で除去が可能な場合。

【注意点】

・ 主治医の診断、食事指示にそって可能な範囲で対応する。

・ 除去食実施日の栄養素の不足については、家庭で補えるように保護者に協力を求める。

【除去食の提供例】

・ 卵スープ（卵）
・ ミルクスープ（乳）



・ 野菜スープ（卵除去）
・ 野菜スープ（乳除去）

（４）代替食対応【レベル４】

原因物質を除き、それに代わる食材を補い、できるだけ栄養価を確保した学校給食を提供する対応です。基本は、乳・卵アレルギーのみの対応となりますが、主食のパンについては、各種アレルギーに対応し、代替食としてごはんを提供します。

【対象】

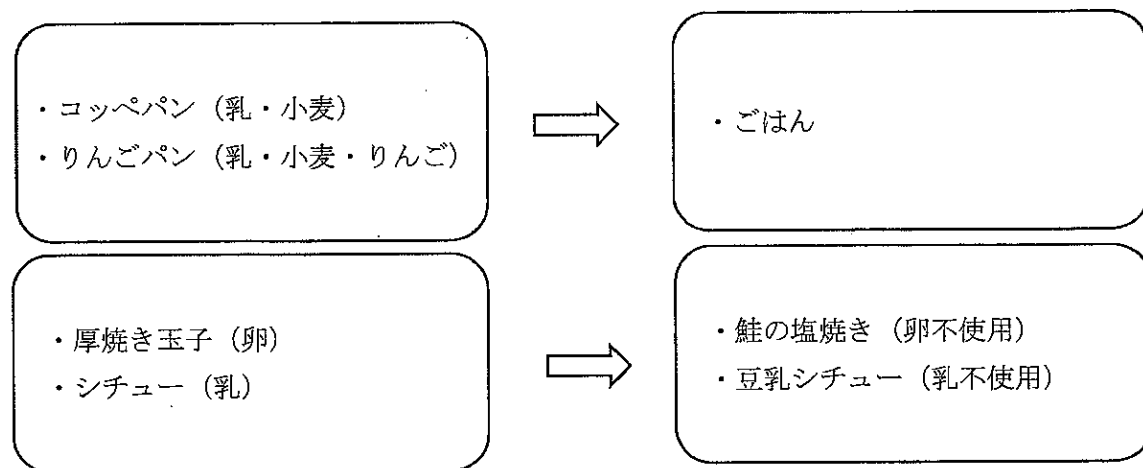
・ 代替の食品が容易に調達できるとともに、安全に実施可能な場合。

【注意点】

・ 主治医の診断、食事指示にそって可能な範囲で対応する。

・ 献立は、アレルギーとなる食品が重複しないように可能な範囲で配慮する。

【代替食の提供例】



Ⅳ 給食に使用しない食材について

以下の新規発症の原因となりやすい食べ物と、症状が重篤となりやすい食べ物については、給食に使用しません。

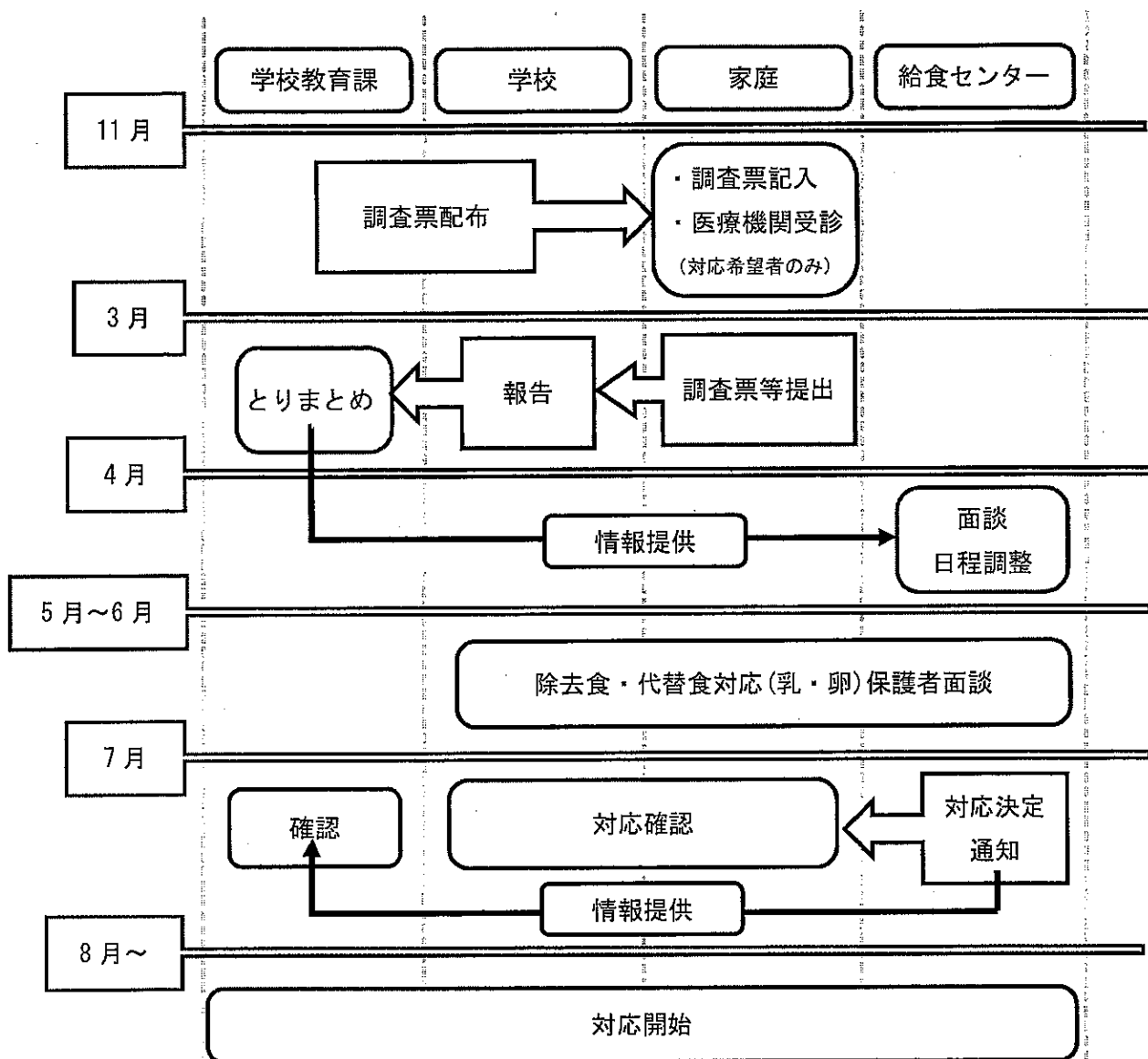
【給食で使用しない食材について】

- | | | |
|-----------|---------|----------|
| ・そば | ・くるみ | ・ピーナッツ |
| ・アーモンド | ・ペカンナッツ | ・カシューナッツ |
| ・マカダミアナッツ | ・ピスタチオ | ・キウイフルーツ |

※ただし、コンタミネーション（微量混入）の可能性がある製品を使用する場合がある。
コンタミネーションにより、症状が誘発される場合は、弁当対応を検討する。

V 食物アレルギー対応食提供の流れ

<対応決定まで>



※転入生や、新規発症については、その都度対応すること。

<給食実施 1週間前まで>

- ・原材料の詳細と対応食を記載した献立表（以下詳細献立表）を学校に配布する。
- ・学校と保護者は、対応の確認をする。

<当日>

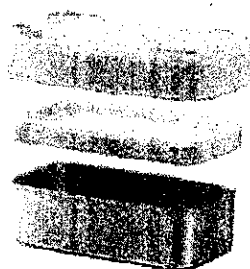
- ・アレルギー専用調理室で調理する。
- ・個別配食容器に、学年・組・名前を記載した確認カードをつけ、トレーにのせて配食する。
- ・コンテナが学校に到着した時点で、コンテナの受け取り者が詳細献立表のとおりに対応食が届いているか確認を行う。

- ・対応食は、誤配食防止のため、給食当番の児童生徒は介さずに、担任等がコンテナから直接教室に運び、該当児童生徒の机に置く。
- ・アレルギー対応食は密閉して、「いただきます」をするまでは蓋を外さない。学級の他の児童生徒にも、配膳に関するルールを提示し徹底させる。

年度当初や教職員の異動時等、定期的に全教職員で、食物アレルギー対応の流れを確認し、日常的に対応できるようにしておく。

【配食・配送】

- ・個別配食容器
(除去食・代替食共通)
- ・内蓋付構造
- ・学年・組・名前記載



【確認カード (例)】

〇月〇日				豆乳シチュー			
〇〇小学校				コメント			
1 年 1 組							
釜石 花子				アレルギー			
				乳			
調理担当	調理 責任者	センター 職員	コンテナ 受取	担任等			

